令和5年版 第3次浦安市環境基本計画年次報告書

令和6年3月

目 次

1. 第	3次環境基本計画について1
(1)	計画の策定趣旨
(2)	望ましい環境像
(3)	計画の対象とする範囲・・・・・・・・・3
(4)	計画期間 3
	計画の基本方針4
(6)	施策
2. 分	野別取り組みの実施状況7
基本方	針 1 環境を保全・創出する人づくり、地域づくり・・・・・・・・・・・ 7
1. 環	境行動
	環境を大切にする人づくり・・・・・・・8
(2)	連携・協力による環境行動の推進・・・・・・・・・・・・・11
基本方	針2 環境にやさしいまち14
2-1.	脱炭素社会
(1)	脱炭素社会の実現に向けた取り組みの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(2)	気候変動に適応したまちづくりの推進
2-2.	循環型社会
(1)	ごみの減量と再資源化の推進・・・・・・・・・・・・23
(2)	廃棄物の適正な収集と処理 26
基本方	針3 豊かで安全なくらし・・・・・・・・29
3-1.	自然環境
(1)	身近で親しみやすい豊かな水辺空間の創出
(2)	みどり豊かな生活空間の創出 32
(3)	生物多様性の保全
3-2.	生活環境
(1)	大気環境の確保
(2)	水質の確保
(3)	安心して暮らせる生活環境の確保 40

3. 令和4年度 数値データ一覧	14
◆脱炭素社会44	
◆循環型社会48	
◆自然環境54	
◆生活環境······54	
●大気 ·······54	
●水質57	
●騒音・振動・その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
資料編	
1 環境審議会	
■浦安市環境審議会規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
2 浦安市環境基本条例 … 68	
3 浦安市環境保全条例 … 72	

1. 第3次環境基本計画について

(1)計画の策定趣旨

環境基本計画は、浦安市環境基本条例が示す基本理念にのっとり、本市の環境の保全・創出に関する施策を、市民・事業者・市が協力し、総合的かつ計画的に推進することを目的に策定しています。

本市では、平成 15 年(2003 年)に浦安市環境基本条例を制定し、平成 17 年(2005 年)に環境基本計画を策定しました。平成 26 年(2014 年)には、第 2 次計画を策定し、市民・事業者・市が協力して、市内の生活環境の確保、みどりや水辺にふれ合う空間の整備、再生可能エネルギーの普及、家庭系ごみの削減など環境の保全に関する取り組みを進めてきました。

第3次環境基本計画は、これまでの計画の趣旨を踏まえながらも第2次計画策定以降における本市や 国内外における環境政策を取り巻く状況の変化に対応するため、令和3年度から10年間にわたる市の環 境政策の方向性を示したものです。

《第2次計画期間における主な環境政策を取り巻く状況》

【市】

- ・令和元年(2019 年)に、市の最上位計画である総合計画(基本構想・基本計画)を策定し、「人が輝き躍動するまち・浦安 ~すべての市民の幸せのために~」を将来都市像として新たなまちづくりの方向性が示されました。
- ・令和 2 年(2020 年)に、「ゼロカーボンシティ」を表明し、2050 年までに温室効果ガス排出実質ゼロをめざすごととしました。

【国】

- ・平成30年(2018年)に、第五次環境基本計画が閣議決定され、地域内・地域間で資源やサービスを循環させる自立・分散型の「地域循環共生圏」を創造することや、省エネルギーやゼロエミッション電源などに関する各種数値目標などが設定されました。
- ・令和 2 年(2020 年)に、国として令和 32 年(2050 年)までに温室効果ガスの排出実質ゼロを目指すカーボンニュートラル宣言を行い、令和 3 年 10 月には、令和 12 年(2030 年)までの温室効果ガス削減目標値を、平成 25 年(2013 年)比でこれまでの 26%減から 46%減に引き上げました。

【世界】

- ・平成 27 年(2015 年) に、国連総会において世界が直面している環境や政治、経済など喫緊の課題に取り組んでいくため「持続可能な開発目標(SDGs)」が採択されました。
- ・同年に開催された第21回気候変動枠組条約締約国会議(COP21)において、令和2年(2020年)以降の気候変動対策に関する新たな法的枠組みである「パリ協定」が採択されました。

(2)望ましい環境像

本市がめざすまちづくりの基本的な方針を示した総合計画や環境基本条例に示す理念を踏まえ、計画が目指す望ましい環境都市像を掲げています。

また、第2次計画で掲げていた望ましい環境像(「人と自然とが共生する 水と緑で囲まれた持続可能な快適環境都市 うらやす」)は、普遍的なものです。

これらを踏まえ、望ましい環境像の実現のためには、市が施策を実施するだけでなく、市民・事業者などの各主体における一人ひとりの環境行動が欠かせないことから、第 2 次計画の考え方を引継ぎながらも、市民・事業者の行動をさらに拡大、加速していくことをめざし、本計画における望ましい環境像を次のとおり掲げます。

<望ましい環境像>

みんなでつくり つなげる 環境都市うらやす

<望ましい環境像に込められた意味>

望ましい環境像の実現のためには、市が施策を実施するだけでなく、市民・事業者による一人ひとりの地道な環境行動の積上げが必要です。本計画の望ましい環境像を市民・事業者など本市の環境に関わるすべての主体、すなわち「みんな」の行動で「つくり」あげていくものであるという意味を込めています。

また、「環境都市」という表現は第1次計画から継続して掲げ、これまで市内の水辺やみどりといった自然環境や、大気や水質、騒音対策などの生活環境の維持・保全に取り組んできました。

本計画においては、安全・安心して生活や事業を営むことができる生活環境、豊かな水辺やみどり、生きものからなる自然環境、地球温暖化の進行を防ぎ、気候変動に適応する脱炭素社会、ごみの排出が少なく、ものを繰り返し使用する循環型社会といった市域における環境を保全・創出することで持続可能なまちを実現し、次世代に「つなげる」という意味や、環境に関わる行動により人と人とを「つなげる」という意味を込めています。

(3)計画の対象とする範囲

本計画の対象とする環境の範囲は、次のとおりとします。

なお、「地球温暖化」には、温室効果ガスの排出削減対策に加え、気候変動への適応対策の視点も盛り込むものとします。

○環境行動	○環境教育·環境学習		○地球温暖化	○エネルギー
○廃棄物	○資源	○身近な水辺	○身近なみどり	○生きもの
○大気環境	○水質	○生活環境		

(4)計画期間

本計画の計画期間は、令和 3 年度(2021 年度)から令和 12 年度(2030 年度)の 10 年間とします。

ただし、計画の進捗状況、上位計画・関連計画の見直し、社会経済情勢・市の環境の変化などの状況に応じて適宜見直しを行います。

令和2 令和3 令和4 令和5 令和6 令和7 令和8 令和9 令和10 令和11 令和12 年度 2020 2021 2022 2023 2024 2025 2026 2028 2029 2030 令和21年度(2039 基本構想 20年間 年度) まで 総合 第1期(10年間) 基本計画 令和21年度(2039 第2期 (10年間) 年度)まで 第3次 10年間 環境基本計画

表 1-1 本計画の計画期間

(5)計画の基本方針

本計画は、望ましい環境像「みんなでつくり つなげる 環境都市うらやす」の実現に向けて、環境に関す る分野別施策を横断・連携して推進するための3つの基本方針を掲げます。

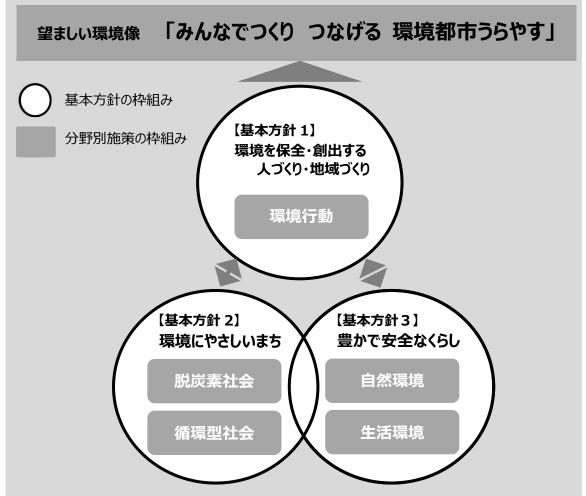
基本方針 1「環境を保全・創出する人づくり・地域づくり」は、望ましい環境像の実現に向けて最も重要 となる人々の「環境行動」に関する施策を推進していきます。

基本方針 2 および 3 には、環境分野のうちそれぞれ関連する分野をまとめ、基本方針 2 の「環境にや さしいまち」には「脱炭素社会」と「循環型社会」、基本方針3の「豊かで安全なくらし」には「自然環境」と 「生活環境」を包含し、各環境分野の施策を推進していきます。

なお、基本方針 1 は、基本方針 2 および 3 を推進するための手段であり、基本方針 2 および 3 の推 進により基本方針 1 の取り組み拡大につながるという、互いに影響し合う関係となっています。

また、基本方針2および3の分野の一部は互いに関連し合っていることから、本計画では各分野の取り 組みを横断的に推進していきます。

図 2-1 基本方針の全体像



望ましい環境像を実現したまちのイメージ

脱炭素社会



環境に配慮した建物

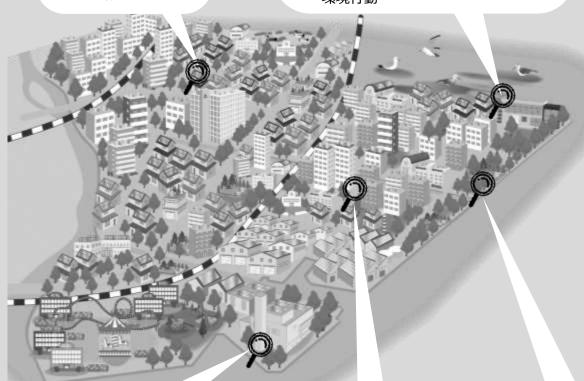
環境行動



連携・協力による 環境行動



環境学習



循環型社会



ごみの分別による 再資源化

生活環境



環境にやさしい 安全・安心なまち

自然環境



豊かな自然環境の保全・創出

(6)施策

基本方針にもとづいた 5 つの分野に、それぞれ施策の方向性を掲げ、望ましい環境像の実現に向けた施策を 推進します。また、それぞれの分野には SDGs の 17 の目標(ゴール)の中で、特に関連性が高いものを位置づ け、持続可能な社会の実現に貢献する施策を推進します。

基本方針 分野 施策の方向性 (1) 環境を大切にする人づくり 基本方針 1 望ましい環境像 環境 環境を保全・創出する 行動 (2) 連携・協力による環境行動の推 人づくり、地域づくり (1) 脱炭素社会の実現に向けた取 り組みの推進 脱炭素 みんなでつくり つなげる 環境都市うらやす 社会 (2) 気候変動に適応したまちづくりの 推進 基本方針 2 環境にやさしいまち (1) ごみの減量と再資源化の推進 循環型 社会 (2) 廃棄物の適正な収集と処理 (1) 身近で親しみやすい豊かな水辺 空間の創出 自然 (2) みどり豊かな生活空間の創出 環境 (3) 生物多様性の保全 基本方針3 豊かで安全なくらし (1) 大気環境の確保 生活 (2) 水質の確保 環境 (3) 安心して暮らせる生活環境の確 保

2. 分野別取り組みの実施状況

基本方針 1

環境を保全・創出する人づくり、地域づくり

1-1.環境行動

《第3次環境基本計画における指標と目標値》

北海	基準値	目標	票値	
指標	(平成 28 年度(2016 年度))	(令和 7 年度(2025 年度))	(令和 12 年度(2030 年度))	
地域の美化活動・リサイクル 活動に参加している市民の 割合	21.2%	25%	33%	
環境マネジメントシステムに より環境に配慮した事業活 動を行っている事業者の割 合	36.4%	45%	50%	

《計画事業の評価》

市业 15/04 17. <i>1</i> 7	事業結果				
事業・取り組み名	令和3年度	令和4年度	実施状況	評価	
	【環境展来場者数】		新型コロナウイルス感染症の影響		
環境保全 PR 事業 (環境保全課)	622 人	219人	により、令和4年度についても令和3年度同様、対面形式の開催が難しく、展示会として開催した。	С	
	【来館	者数】	市民を対象とした環境学習講座		
三番瀬環境観察館運営事業 (環境保全課)	6,761 人 9,409 人		や学校の学習支援、団体対応などの事業を計 29 件実施した。令和3年度に比べ新型コロナウイルスの影響が軽減されたことで、入館者、事業回数ともに増加した。	Α	
	【実施回数】		市内小学校や幼稚園・こども園な		
環境学習推進事業 (環境保全課)	10 回	7回	どに環境学習アドバイザーを7回 派遣した。令和3年度と比較し、 申請数が減少した。	В	
自治体間連携による森林 環境譲与税活用事業 (環境保全課)	ニニーより山武市における森林整備に係る費用の一部を負担した。3.55ha 分の上			Α	

(1)環境を大切にする人づくり

本計画の環境の保全・創出に関わる行動主体は、市民・事業者・市であり、それらを構成するのは"人"です。そのため、市内での環境行動を促すのためには、取り組みを実行する"人"の環境の保全・創出に対する取り組み意識や知識の向上、すなわち"人づくり"が欠かせません。

意識調査では、地域で活動している市民の割合が減少傾向にある結果となったため、これまであまり積極的でなかった市民への参加を促し、環境に関する活動を行う市民の裾野を広げていきます。

また、環境を大切にする人づくりを推進するため、イベントにおける啓発活動や、三番瀬環境観察館を中心に、学校教育や社会教育とも連携を図りながら、環境学習による市民・事業者の知識や取り組み意識の向上を促します。

《主な事業内容と令和4年度の取組結果》

主な事業内容					
①省エネルギーやごみの減量など、市民の環境配慮行動の普及・促進をするためのイベントを開催します。					
令和4年度の取組結果					
【再掲】環境保全 PR 事	業 (環境保全課)				
浦安市民の森活用事業 (環境保全課)	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、市外での事業を実施できなかった。				
	ごみ減量や再資源化について、ごみの分け方・出し方ルールブックおよびリーフレッ報うらやす、市公式ホームページ・ごみ分別アプリ「クルなび」を利用して、啓発活実施した。また、おでかけビーナス(出張講座)の実施、自治会員への啓発として大推進員にごみ減量や再資源化に関する資料を送付した。				
ごみ減量推進啓発事業	令和4年度		令和	令和3年度	
(ごみゼロ課)	・広報うらやすの掲載:2か月に1回		・クル	・おでかけビーナス(出前講座) : 1回 ・クルなび発信数 : 10 回以上 ・YouTube 動画公開数 : 19 本	
リサイクル講座事業	通常のリサイクル講座に加え、新たに夏休み子ども環境教室を開催した。これまで以 にリユースに関する啓発をはかった。			教室を開催した。これまで以上	
(ビーナスプラザ)	講座参加人数	令和4年度		令和3年度	
	(延べ)			26 人	
植木まつり事業	令和4年度は新型コロナウイルスの影響により開催が出来な		出来なかった。		
他へようり事業 (みどり公園課)		令和4年度		令和3年度	
	参加者数	参加者数		延べ 900 人	

②三番瀬環境観察館や郷土博物館において、本市の自然環境や郷土の歴史などについて学べる機会を提供します。

令和 4 年度の取組結果

【再掲】三番瀬環境観察館運営事業 (環境保全課)

	令和4年度は境川乗船体験を2回、観察会関係の事業は延べ4回実施した。 これらの事業を実施することで、自分たちが暮らすまちを取り巻く身近な自然に触れ、郷 土愛を育むとともに、自然や環境について考え、学ぶ機会を提供することができた。		
郷土博物館体験教室 事業	令和4年度	令和 3 年度	
(郷土博物館)	・境川乗船体験 2回(22人)・野鳥観察会 1回(6人)・干潟観察会 1回(10人)・街路樹観察会 2回(10人)	・境川乗船体験 1回(9人)・野鳥観察会 2回(17人)・干潟観察会 1回(8人)・街路樹観察会 1回(9人)	

主な事業内容

- ③・未就学児・児童・生徒を対象に、出前講座やアドバイザーの派遣、体験学習を通して環境について学べる機会を提供します。
 - ・成人を対象に、環境問題から身近に取り組める環境行動について学べる機会を提供します。
 - ・事業者を対象に、環境保全に関する取り組みや環境に配慮した事業活動に向けた啓発を行います。

令和 4 年度の取組結果

【再掲】環境学習推進事業 (環境保全課)

本尺十学 校海学車業	温暖化防止うらやす・うらやす市民大学特別講座を「SDGs 気候変動に具体的な対策を」というテーマで開催した。			
 市民大学校運営事業 (市民大学校)		令和4年度	令和3年度	
(1720)(1/2)	参加者数	・会場 28 名 ・オンライン 31 名 計 59 名	事業中止	
		る講座については、令和3年度同様 目で職員を派遣し、市民へ学習機会の	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
まちづくり出前講座 (生涯学習課)	環境分野の	令和4年度	令和 3 年度	
	講座の実施 回数	1回(42回) ※()内は全体の実施回数	10 (120)	
公民館主催事業(環 境学習) (公民館)	かして再利用した 【当代島公民館 た。 【高洲公民館】「 パフェの寄せ植え 【堀江公民館】琴	ら着や古布を再利用した「裂き織コーだ に紙すきでうちわを作ろう」を実施した。 】「「紫外線って何だろう」紫外線と地 出張!うらっこミニ水族館~ふれあい。 」(みどり公園課共催)を実施した。 環境講座「エコ織体験」として SDGs に なったつくる講座を実施した。	求温暖化の関係は?」を実施し タッチプールがやってくる」、「多肉	
(ALVAE)		令和4年度	令和3年度	
	実施回数、 参加者数	【富岡公民館】 2回、30名 【当代島公民館】1回、12名 【高洲公民館】 2回、549名 【堀江公民館】 1回、8名	2回、16人	

事業者向け啓発事業	事業者の環境行動を促進・支援するため、各鐵鋼団地協同組合において脱炭素化 に向けたセミナーの実施や情報提供を行った。				
(環境保全課)	セミナー実施回数	令和4年度	令和3年度		
		2 回	0 🛮		

④市広報紙など既存の媒体に加え、SNS の活用など、多様化する情報発信手段による環境情報や学習プログラムを提供します。

令和4年度の取組結果

環境情報の提供	
(晋愔促仝]	

生活環境に関わる情報を毎年掲載しているほか、ゼロカーボンシティの啓発のため、広報 うらやす及び市ホームページに記事を掲載した。

(2)連携・協力による環境行動の推進

本計画の行動主体である市民・事業者・市は、それぞれが独自に行動しているものではなく、普段の生活や 事業活動を通して互いに密接に関わっています。各主体が連携・協力を強化していくことで、地域や地球規模 で存在している環境問題に対し、より効果的な対策を実行することができます。また、市内だけでなく他の自治 体や市域外の団体などともネットワークを構築し、つながりを広げていくことをも重要です。

そのため、市民団体や事業者による活動への支援を行うとともに、これらの各主体とさらなる連携・協力を深める取り組みを促進し、市全体で環境行動への取り組み意識を高めていきます。

また、市職員を対象とした研修会や啓発を行うことで、市の事務事業において、環境に配慮した取り組みを推進します。

《主な事業内容と令和4年度の取組結果》

主な事業内容					
①市民団体や事業者の	①市民団体や事業者の自主的な環境保全・創出活動を広く周知、発表する場の提供など、活動を支援します。				
令和4年度の取組結果	R .				
川をきれいにする市民 活動への支援 (環境保全課)	令和4年4月23日に、旧江戸川沿いの舞浜護岸清掃を実施した。なお、令和4年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、江戸川を守る会での清掃活動は中止し、河川美化推進員による巡回を行った。				
市民活動促進事業	市民活動を行っている団体やこれから始めようとする市民に対して、交流促進、情報発信、啓発、講座、相談対応など、様々な事業を実施した。市民活動センターの利用者は、前年度来館者数 4,661 人に対して、46.79%の増加となった。				
(市民参加推進課) 	-t-&b-t-**	令和4年度	令和3年度		
	来館者数	6,842 人	4,661 人		

主な事業内容	主な事業内容			
②市民団体やボランティン	ア、事業者などと連携して、市民が環境に関	心を持つきっかけとなる場を提供します。		
令和4年度の取組結果	R .			
三番瀬保全事業	三番瀬の貴重な自然を保全し及び人材の育成を図るため、浦安三番瀬クリーンアップ 大作戦や浦安三番瀬ミニクリーンアップ等三番瀬を保全する市民活動への支援を行っ た。			
二田枫休王尹未 (環境保全課)	令和4年度	令和 3 年度		
	・参加者数 622 人 ・ごみ収集量 可燃:80kg、不燃 40kg	・参加者数 250 人 ・ごみ収集量 可燃:40kg、不燃 50kg		
	・オープン講座の実施・みどりのカーテン苗木の配布・体験学習等を感染対策に留意しながら実施した。			
みどりのネットワーク事	令和4年度	令和3年度		
業 (みどり公園課)	・参加団体数 23 団体 ・個人3人、学校関係5校、 ・保育・幼稚園7園 ・その他:児童センター	23 団体		

令和4年度の取組結果			
公園等里親制度支援	公園を身近に感じられるよう、清掃や花植えなど公園管理を行う市民団体等を支援し た。		
事業 (みどり公園課)	登録団体数	令和4年度	令和3年度
(めとり公園話)		20 団体	20 団体
緑化活動支援事業 (みどり公園課)	公園、緑地等の公共花壇区域における緑化活動や広く市民を対象とした緑に関する催 し等を行う市民団体等に、花苗の支給や用具の貸し出し等を行った。		
		令和4年度	令和3年度
	登録団体数 	25 団体	24 団体

主な事業内容				
③市全体で環境問題に取り組んでいけるよう、事業者と連携・協力できる体制整備を図ります。				
令和4年度の取組結果	R.			
浦安エコカンパニー制		f動を促進・支援するため、一定の要 ₹エコカンパニー」として認定した。	·件を満たした事業活動を行ってい	
度 (環境保全課)	登録事業者数	令和4年度	令和3年度	
(深光床主味)		21 事業者	19 事業者	
エコショップ認定制度	小売店を支援す に掲載した。また	ンジ袋の削減や資源物の店頭回収など、ごみの発生抑制やリサイクルに取り組んでし い売店を支援するため、「エコショップ」として認定し、エコショップに関して市のホームペー こ掲載した。また、イオン新浦安店の協力により、レジ袋の代わりとする家庭用燃やせる み袋のバラ売りを行っている。		
(ごみゼロ課) 	初宁亡给粉	令和4年度	令和3年度	
	認定店舗数	¬ r÷4±	¬ r÷«±	

7店舗

主な事業内容

④広域的な環境保全行動を推進するため、他の自治体との連携を強化します。

7店舗

令和4年度の取組結果

【再掲】広域連携による温室効果ガス削減施策の検討(環境保全課)

主な事業内容			
⑤市職員の環境に関する意識の向上や環境行動の推進を図るため、各種研修会などを実施します。			
令和4年度の取組結果			
環境教育研修事業	庁内の課長補佐 た。	E級職員を対象に、ゼロカーボンシテ ^ク	の推進に向けた職員研修会を行っ
(環境保全課)	令和4年度	令和3年度	
	夫他凹致 	2回	10

⑥自治会などと連携して環境保全に関する取り組みを推進します。

令和4年度の取組結果

ごみゼロ運動推進事業 (環境衛生課) ごみの散乱防止と再資源化の普及・啓発を図るため、浦安市自治会連合会と連携し、 ごみゼロ運動を推進する。令和4年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から 職員のみで、令和5年1月16日に浦安駅前、1月17日に新浦安駅前で実施した。

令和4年度の取組結果				
地域美化活動支援 (まちピカプログラム)	清潔できれいなまちづくりを推進するため、学校や企業、団体のボランティアによる公共の場所の美化活動や実施団体を支援する。新型コロナウイルスによる影響が軽減され、令和3年度より実施件数が増加した。			
(環境衛生課)	字佐/// ***	令和4年度		令和3年度
	実施件数	69 件		33件
自治会共同清掃	各自治会における共	に同清掃を支援することで	で、地域の現	環境美化を図った。
(環境衛生課)	字佐同粉	令和4年度		令和3年度
	実施回数 	延べ 225 回		延べ 185 回
廃棄物減量等推進員 設置事業	自治会から選出される廃棄物減量推進員(ビーナス推進員)に対して事業関連資料 を通知することにより、自治会内におけるごみ排出ルールの遵守、分別の徹底等の周知 を図った。			
(ごみゼロ課)	通知回数	令和4年度		令和3年度
	5回			3 🛮
イベントごみ減量事業	廃棄物減量等推進員に対し通知にて、自治会まつりのごみの減量・再資源化を呼びかけるとともに、自治会まつりごみ減量調査票・報告書の提出依頼を行った。			
(ごみゼロ課)	ごみ減量調査票	令和4年度		令和3年度
	•報告書 25 件			0件
資源回収補助事業 (ごみゼロ課)	自治会、子供会等の団体が行う資源回収事業の充実、拡大を図るため、各団体の資源回収量に応じて補助金(5円/kg)を交付した。			
	令和4年度		令和3年度	
	・団体数 111 団体 ・回収数 3,122,535kg ・補助金交付額 15,612,675円		・団体数 111 団体 ・回収数 3,258,683kg ・補助金交付額 16,293,415 円	

基本方針 2

環境にやさしいまち

2-1.脱炭素社会

《第3次環境基本計画における指標と目標値》

指標	基準値	目標値		
11111111111111111111111111111111111111	(平成 25 年度(2013 年度))	(令和 7 年度(2025 年度))	(令和 12 年度(2030 年度))	
市域から排出される温室 効果ガス排出量(CO ₂ 換 算)	1,006.2	855.3 千 t-CO ₂ (基準年比▲15%)	704.5 千 t-CO ₂ (基準年比▲30%)	
市の事務事業から排出される温室効果ガス排出量(CO2換算)	38,221t-CO ₂	32,488t-CO ₂ (基準年比▲15%)	24,844t-CO ₂ (基準年比▲35%)	
公共施設における再生可能エネルギー電力の導入による温室効果ガス排出削減量	ー ※基準年度における電力使 用による温室効果ガス排出 量 13,693t-CO ₂	▲2,739 t-CO ₂ (基準年比▲20%)	▲6,847t-CO ₂ (基準年比▲50%)	

《計画事業の評価》

《計画事業の評価》				
事業・取り組み名	事業結果			
尹朱・叔り旭の石	令和3年度	令和4年度	実施状況	評価
地球温暖化対策実行計画	【温室効果ガス排出量】		令和4年度は、前年度比4.3% 増となった。内訳としては、一般事	
(事務事業編)の進捗管理 (環境保全課)	33,359t-CO ₂ (基準年度比 12.7%減)	34,785t-CO ₂ (基準年度比 8.9%減)	務系による排出量が13.1%減となったが、一般廃棄物焼却による排出量が18.2%増加となった。	В
地球温暖化対策実行計画	【温室効果	ガス排出量】	令和2年度は前年度比3.9% 減となった。これは、特に産業・業	
(区域施策編)の進捗管理 (環境保全課)	(R元年度) 812千t-CO ₂ (基準年度比8.9%減)	(R 2年度) 777千t-CO ₂ (基準年度比14.7%減)	務部門の減少が大きかった。 2030年の目標達成に向けて順調に推移している。	Α
セロカーボンシティ推進事業	【導入による CO2 削減量】		市庁舎及び墓地公園の電力及び	
くだロカーボンエネルギーの 導入推進)	660t-CO ₂	1,162 t-CO ₂	市庁舎の都市ガスについて、ゼロカ ーボンエネルギーの調達し、CO2	В
(環境保全課)	(基準年度比 1.7%減)	(基準年度比 3.0%減)	排出量の削減を図った。	
ゼロカーボンシティ推進事業	【CO2 吸収量】		山武市の森林整備の一部の費用 を負担することで得られた二酸化	
(カーボン・オフセット) (環境保全課)		38.4t-CO ₂	炭素吸収量を千葉県の認証により取得した。	Α
公共施設の省エネルギー化	【LED 化の	達成状況】	令和4年度は、小学校2校(日の 出・明海南小学校)、中学校1校	
推進事業(学校の LED 化)(教育施設課)	小学校 9/17 校 中学校 7/ 9 校	小学校 11/17 校 中学校 8/ 9 校	(高洲中学校)の校舎のLED照明設置工事を実施した。	Α
浦安市住宅用設備等脱炭	【補助金交付件数·額】		令和4年度より、新たに電気自動	
素化促進事業補助金 (環境保全課)	69 件 5,688,355 円	96 件 7,647,000 円	車、V2H 充放電設備への補助を行った。断熱窓の申請件数が増加したことで、全体の交付件数の増加につながった。	Α
	l		.0.73 2100	

(1) 脱炭素社会の実現に向けた取り組みの推進

国内外において温室効果ガスの大幅な削減が求められるなか、令和2年(2020年)7月に「ゼロカーボンシティ」を表明しました。

この実現に向けて、市の事務事業における省エネルギー行動の推進や再生可能エネルギーの活用を継続・ 強化するとともに、市域外との広域的な連携による取り組みを推進していきます。また、市民・事業者に対して も、各種制度を活用した温室効果ガスの削減に向けた取り組みの強化を促していきます。

さらに、今後開発される新技術や次世代エネルギーの動向を注視し、より効率的な脱炭素化に向けた取り組みや手段についても検討・導入を図っていきます。

《主な事業内容と令和4年度の取組結果》

主な事業内容

①地球温暖化対策実行計画(事務事業編)に基づく、市の事務事業における省エネルギー行動を推進します。

令和4年度の取組結果

【再掲】ゼロカーボンシティ推進事業(環境保全課)

【再掲】地球温暖化対策実行計画(事務事業編)の進捗管理(環境保全課)

「グリーン購入の調達者の手引き」に基づき、事務用品の購入にあたり、エコマーク商品、グリーン購入法適合商品を選定、購入した。

環境配慮製品購入推 進事業

(環境保全課、財産管理課、教育総務課)

令和4年度

庁用事務用品購入数 25 品

(※グリーン法適合かつエコマークの商品がある。)

- ・グリーン法適合 22 品
- ・エコマーク商品 17 品

小・中学校のカーテン、トイレットペーパー、冷凍冷蔵 庫等について、環境配慮製品を購入。 庁用事務用品購入数 8品

・グリーン法適合 7品

令和3年度

・エコマーク商品 7品

主な事業内容

②地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の進捗管理により、市域における脱炭素化を促進します。

令和4年度の取組結果

【再掲】地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の進捗管理(環境保全課)

主な事業内容

③公共施設における再生可能エネルギー電力の導入を推進します。

令和4年度の取組結果

【再掲】ゼロカーボンシティ推進事業 (ゼロカーボンエネルギーの導入推進) (環境保全課)

④公共施設における、高効率・省エネルギー設備や再生可能エネルギー発電設備の導入・更新を図ります。

令和4年度の取組結果

【再掲】公共施設の省エネルギー化推進事業(営繕課、教育施設課、各施設担当課)

公共建築物における ZEB モデルの検討 (環境保全課)	公共施設の ZEB 化に関する研修に参加した。		
	街路灯の省エネを推進するため、リース契約により LED 化を図っている。		
街灯 LED 化事業 (道路管理課)	街路灯 LED	令和4年度	令和3年度
	化完了数	約 11,200 基	約 11,200 基 (計 3,200 基)

主な事業内容

⑤他の自治体との連携による森林整備など、市内で排出される温室効果ガスと埋め合わせる(カーボン・オフセット)施策を進めます。

令和4年度の取組結果

【再掲】ゼロカーボンシティ推進事業(カーボン・オフセット) (環境保全課)

主な事業内容				
⑥公用車における次世代自動車の導入を図るとともに、市民・事業者に対する普及・促進を行います。				
令和4年度の取組結果				
	令和4年度における新たな次世代自動車の追加は無かった。			
環境に配慮した公用車 の導入推進		令和4年度	令和3年度	
(財産管理課、環境 保全課)	次世代公用 車の台数	・電気動車:2台(充電設備2台) ・プラグインハイブリッド自動車:3台 (充電設備2台) ・ハイブリッド自動車:11台	2 台増加 (PHV1 台、ハイブリッド 1 台)	

主な事業内容

⑦ごみ焼却による廃熱を、空調や給湯、発電などによって有効利用する取り組みを推進します。

令和4年度の取組結果

ごみ焼却施設余熱利 用促進事業

(クリーンセンター)

焼却の廃熱で発生した蒸気でタービンをまわして発電された電力を、主にプラント機器の電源として使用し、タービンから排出された蒸気は、施設内の冷暖房や給湯の熱源として利用し、また斎場およびワークステーションへ空調用に蒸気の供給を行った。

☆雨里	令和4年度	令和3年度
光 电重	9,078,449kWh	10,458,947kwh

⑧住宅における省エネルギー設備や再生可能エネルギー設備などの設置に対する支援や、環境に配慮した住宅の 建設および改修に関する情報提供を行います。

令和4年度の取組結果

【再掲】 浦安市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金(環境保全課)

主な事業内容

⑨市民の徒歩・自転車・公共交通機関への利用の転換を図るため、歩行環境や自転車利用環境を充実させると ともに、公共交通機関の利用を促進します。

ともに、公共交通機関の利用を促進します。					
令和4年度の取組結果	令和4年度の取組結果				
バス交通利用促進事業	新型コロナウイルス感染症の影響により、令和4年度は事業への助成は見送ったが、バスの利便性の向上に向けた協議を行った。また、高齢者に対しては高齢者福祉乗車券の導入により、バス利用者の利便性向上を図っている。				
(都市計画課)	・高齢者等福祉乗車券利用者(コミュニティバス)	令和3年度			
	223,573 人	199,181 人			
	医療センター線・舞浜線・じゅんかい線のコミュニティバス 3 路線を運行した。 (3 路線とも 80 便/1日)				
コミュニティバス事業 (都市計画課)	令和4年度	令和3年度			
	有料利用者数 1,725,241 人 ・医療センター線 486,405 人 ・舞浜線 588,775 人 ・じゅんかい線 426,488 人 (高齢者等福祉乗車券利用者 223,573 人)	有料利用者数 1,574,328 人 ・医療センター線 453,019 人 ・舞浜線 559,639 人 ・じゅんかい線 362,489 人 (高齢者等福祉乗車券利用者 199,181 人)			
市内バス路線網の強 化・充実 (都市計画課)	高洲地区でのマンションの入居開始に伴い、令和4年11月26日のダイヤ改正にて事業者が新浦安駅方面のアクセス利便性の向上を図るための路線バスの増便等を行った。				
JR 京葉線・東京臨海 高速鉄道りんかい線相 互直通運転促進事業 (都市計画課)	千葉県 J R 線複線化等促進期成同盟を通じて東日本旅客鉄道株式会社に対し、京 葉線・りんかい線の相互直通運転の実施について要望した。				

主な事業内容

⑩運転しやすい道路環境の維持や交通渋滞を抑制するため、適宜道路の維持・補修を行います。

令和4年度の取組結果			
道路修繕事業	舗装定期点検結果に基づき、構造的・機能的な健全性の回復を目的とした修繕工事を実施した。その結果、クラックやわだちの解消、平坦性を回復することで、交通の安全を確保した。		
(道路整備課)	丁声 苏珪	令和4年度	令和3年度
	工事面積 	26,427m ²	11,355m²

⑪環境に配慮した行動を推進する事業者に対して支援を行います。

利子補

給実績

令和4年度の取組結果

利子補給により融資に係る利子負担を軽減することで、市内事業者の設備導入・更新を支援し、環境負荷の低減や企業の省エネルギー行動の推進につながった。 一方、平成 30 年度から開始した社会貢献推進資金(公害防止分)の利用がない点は課題である。

中小企業資金融資制 度事業

(商工観光課)

令和4年度 令和3年度

・設備資金 135 件、4,697,721 円 ・社会貢献推進資金 (公害防止分)0 件

·設備資金 126 件、4,886,014 円 ·社会貢献推進資金 (公害防止分) 0 件

主な事業内容

②建築物の省エネルギーまたは低炭素化を図るために設けられた各種法律に基づき、建築物の省エネルギー基準 適合性判定や届出の受理、認定などを行います。

令和4年度の取組結果

長期優良住宅建築物 等計画認定事業 (建築指導課)

住生活の向上及び環境負荷の低減を図るため、「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に基づき、申請された建築物の長期優良住宅建設等計画を審査し、認定を行った。

=71 /#- *#-	令机4年度	令和3年度
認正什致	59 件	81 件

低炭素建築物新築等 計画の認定等

(建築指導課)

建築物の低炭素化を図るため、「都市の低炭素化の促進に関する法律(エコまち法)」に基づき、申請された建築物の低炭素建築物新築等計画を審査し、認定を行った。

=7,	令和4年度	令和3年度
認定什致	25件	16件

建築物省エネ法適合 判定·届出

(建築指導課)

建築物のエネルギー消費性能の向上を図るため、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(建築物省エネ法)」に基づき、対象となる一定規模以上の建築物のエネルギー消費性能基準への適合義務の判定や届出の受付等を行った。令和3年度の適合判定件数0件、届出受理件数37件と比較し、適合判定件数が2件増加し、届出受理件数が4件増加した。

令和4年度	令和3年度
・適合判定件数 2件 ・届出受理件数 41件	届出受理件数 37件

主な事業内容

③水素エネルギーなど、次世代エネルギーに関する情報収集や導入に向けた検討を行います。

令和4年度の取組結果

水素活用に向けた情 報収集

(環境保全課)

千葉県水素エネルギー関連産業振興プラットフォームを通して水素活用に関する情報収 集を行った。

(2)気候変動に適応したまちづくりの推進

近年顕著となりつつある地球温暖化の進行に伴い、各地において気候変動の原因とされる災害や健康被害が発生しています。本市においても、従来では想定していなかったような異常気象や災害、健康被害により、市民生活や事業活動に深刻な影響を及ぼすことが懸念されます。

今後ますます深刻化することが予想される気候変動に対して、情報を収集してその動向を注視していくととも に、災害や健康被害などに備えたまちづくりを推進します。

《主な事業内容と令和4年度の取組結果》

主な事業内容

①熱中症に関する市民への情報提供や公共施設を中心とした熱中症予防対策を推進します。

令和4年度の取組結果

熱中症予防の啓発

(環境保全課·健康 増進課) 環境保全課と健康増進課が連携して熱中症予防に関する記事を広報うらやすに掲載した。また、環境省が発表している「熱中症警戒アラート」について、市ホームページ等で周知を行った。

主な事業内容

②地球温暖化に伴い感染リスクの増加が懸念されるデング熱など、動物媒介性の感染症予防の啓発を行います。

令和4年度の取組結果

動物媒介性の感染症 予防の啓発

(環境保全課·健康 増進課) 蚊媒介感染症やダニ媒介感染症について、市ホームページで注意喚起や予防策の啓発を行った。

主な事業内容

③公共施設の緑化や宅地整備時や商業地開発時における緑化を推進します。

令和4年度の取組結果

公共施設等緑化推進 事業

(みどり公園課)

公共施設等において、屋上緑化や壁面緑化等の特殊緑化を推進するため、一定規模以上の施設改修がある場合に特殊緑化が検討される。宅地開発事業においての特殊緑化の件数は減ったが、このことは地上緑化において必要緑地面積が満たされた件数が増え、より整った土壌環境での良好な樹木の育成につながった。

宅地開発事業等に
おける特殊緑地申
出件数令和4年度
0件令和3年度
4件

完了検査時に確認した植栽について、生垣の本数不足や樹木の越境・生育不足等が あれば指摘をし、再検査や是正報告書の提出を求めた。

宅地整備時や商業地 開発時の緑化推進事 業(みどり公園課)

 令和4年度
 令和3年度

 ・新規 64件
 ・新規 75件

 ・完了検査 63件(うち37件の是正箇所を確認)
 ・完了検査 61件(うち48件

 是正箇所を確認)
 ・完了検査 61件(うち48件

④集中豪雨や台風などによる道路冠水対策や災害対策拠点の機能強化、地域防災力の充実などにより、災害 に強いまちづくりを進めます。

令和4年度の取組結果

交付を行っている。 令和4年度は、新型コロナウイルス感染症が落ち着いたこともあり防災事業を実施する 団体が増加し、補助金交付団体数が前年度より増加し、地域防災力の向上を図ること

地域主体の防災対策 の充実

(危機管理課)

ができた。器材等購入補助金の交付団体数は前年度より3団体減少の44団体とな ったが、部会の場において、各団体で購入している器材の情報共有を図るなどして、さら なる防災力の向上に努めた。

災害に備える住民の自主的な組織を育成するため、自主防災組織に対して補助金の

令和4年度	令和3年度
・事業費補助金 42 団体	事業費補助金 27 団体
・器材等購入補助金 44 団体	器材等購入補助金 47 団体

集中豪雨対策(水防 対策)

(危機管理課)

激甚化する水害に対して、市民が必要な準備と安全かつ的確な避難経路を考える等の 対応が取れるよう啓発を促すためにハザードマップの配布を行った。

ハザードマップ	令和4年度	令和3年度
発行部数	9,500 部	10,000部

災害対策拠点·避難 場所などの機能強化 (危機管理課)

避難所や待避所については広報うらやすで周知を行った。また、備蓄品については、避難 所における感染症対策のため、間仕切りやパーテーション等、過密状態の防止や環境衛 生の確保のため必要となる防災備蓄品を購入した。各防災備蓄倉庫に、分散備蓄する ことで災害時における被災者への迅速な供給体制の強化を図った。

パーテーション	令和4年度	令和3年度
の購入	100 張	100 張

舞浜地区雨水貯留管 整備事業

(道路整備課)

集中豪雨に伴う道路冠水被害の軽減を図るため、一時的に雨水を貯められる地下貯 留施設を舞浜地区に設置する。令和4年6月及び10月に住民説明会を実施し、令 和5年3月からシールドマシンの発進基地整備に着手した。

主な事業内容

⑤千葉県による、河川護岸の耐震補強や高潮などによる水害の防止対策、親水性豊かな水辺空間の創出を目 的とした事業を促進します。

令和4年度の取組結果

旧江戸川下流部整備 事業

(道路整備課)

令和4年12月1日に富士見二丁目から堀江ドックまでの約400メートルの区間が開 放され、これにより富士見地区護岸約1.4キロメートルの区間が全面開放となった。

開放延長	令和4年度	令和3年度
	L =約 400m	L=533m

雨水対策事業

(道路整備課)

排水活動の円滑化を図るため、市内 13 箇所に冠水を検知するセンサーを設置し、常 時監視を行うためのシステムを構築した。

冠水センサー	令和4年度	令和3年度
	13 ヵ所	_

⑥気候変動に関する情報収集を行うとともに、必要に応じて情報の周知を行います。

令和4年度の取組結果

気候変動に関する情 報収集

(環境保全課)

環境展や広報うらやす、市 HP において、気候変動によってもたらされる災害などについて、環境省等から情報収集を行い、周知した。

基本方針 2 環境にやさしいまち

2-2.循環型社会

《第3次環境基本計画における指標と目標値》

指標	基準値	目標値		
11 保	(平成 28 年度(2016 年度))	(令和 7 年度(2025 年度))	(令和 12 年度(2030 年度))	
家庭系ごみの排出量原 単位 (資源物などの 資源を除く)	485g/人・日 ₂	414g/人·日 (基準年比▲14.6%)	410g/人・日以下 (基準年比▲15.4%以下)	
事業系ごみ総排出量	24,372 t	22,394 t (基準年比▲9.2%)	21,938 t 以下 (基準年比▲10%以下)	
再資源化率	18.5%	22.0%以上	23.0%以上	

《計画事業の評価》

= W	事業結果			事業
事業・取り組み名	令和3年度	令和4年度	実施状況	評価
資源物収集運搬事業(びん・缶・ペットボトル) (ごみゼロ課)	【温室効果ガ びん 1,623t 缶 505t ペットボトル 654t	びん 1,520t 缶 468t	SEIM MOSSISTION COLO	Α
プラスチック製廃棄物削減 の推進 (ごみゼロ課)	ー般廃棄物処理基本計画の改訂を行う中で、プラスチック類含有量調査 を実施した。		В	
七 海崎 同语表类	【資源化量】 クリーンセンター不燃・粗大処理施設		7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	
有価物回収事業 (クリーンセンター) 	鉄 892,020kg アルミ 21,550kg	鉄 828,170kg アルミ 11,550kg	内で燃やせないごみと粗大ごみの破砕・選別処理を行い、鉄類・アルミ類を回収した。	А
			受付期間の延長、各駅前行政サービスセンターを受付場所として拡充した。	
食品ロス削減の推進 (ごみゼロ課)	2 回 回収数:40 点 合計重量:19.68kg	3回 回収数:2,132点 合計重量:587.34kg	が増加したことから、食品ロス削減の推進を順調に進めていると考えられる。	Α
	【工事》	工事進捗率】 焼却施設と再資源化施設の延命化		
ごみ処理施設延命化整備 事業 (クリーンセンター)	工事を開始し、焼却施設では主に構 内道路の拡幅や仮設復水器の設置 ー 5.2% 等を、再資源化施設では主に金属 圧縮機やコンベヤ等の更新工事を行 い、予定通り完了した。		Α	
し尿処理事業のあり方検討 (クリーンセンター)	将来のし尿処理のあり方について、基本的な方向性を検討し、施設整備に関する動向や他自治体からのし尿受入れ対応等の調査結果を踏まえ、 想定される事業方式案を立案した。			А

(1)ごみの減量と再資源化の推進

本市がこれまで継続的に取り組んできた「ビーナス計画」により、家庭系ごみは減少傾向がみられるなど、市内のごみの減量や再資源化は一定の成果が得られています。しかし、脱炭素化に向けた温室効果ガス排出量の削減やごみの最終処分場を市外に依存している本市にとっては、さらなるごみの減量、再資源化は欠かすことのできない取り組みです。

そのため、ごみの発生・排出抑制(リフューズ、リデュース)、資源の再使用(リユース)、再生利用(リサイクル)の4Rを市民・事業者との協力により、さらなるごみの減量・再資源化を進めます。

特に、プラスチックごみについては、焼却による温室効果ガスの排出やマイクロプラスチックによる海洋汚染につながることから、さらなる減量と再資源化について検討・実施していきます。

《主な事業内容と令和4年度の取組結果》

主な事業内容

①紙類・びん・缶・ペットボトルなどの資源ごみの分別排出を徹底し、ごみの減量・再資源化を図ります。

令和4年度の取組結果

【再掲】資源物収集運搬事業 (びん・缶・ペットボトル) (ごみゼロ課)

紙製容器包装の分別 収集の調査・研究 (ごみゼ□課)

紙類収集日に雑誌に混ぜて束ねて収集を行い、収集効率の向上を図った。

主な事業内容				
②小型家電を回収し、小型家電に含まれている希少金属のリサイクルを行います。				
令和4年度の取組結果	令和4年度の取組結果			
小型家電リサイクル事	小型家電の拠点回収を実施し、回収した小型家電を (携帯電話 864 kg、デジタルカメラ 374 kg、コード ス 834 kg、マグネトロン 2 kg、基盤 1,735 kg、金lkg、リチウムイオン電池 935 kg、ハードディスク 848 kg、リチウムイオン電池 935 kg、ハードディスク 848 kg、コード	類 1,243 kg、モーター/トラン 属複合物 9,983 kg、銅線 71		
│ 業 │ (ごみゼロ課)	令和4年度	令和3年度		
	・重量 16,889 kg ・売却金額 488,295 円	·重量 16,353 kg ·売却金額 326,615 円		

③家庭ごみの有料化や生ごみの再資源化など、廃棄物の削減に向けた取り組みを検討します。

令和4年度の取組結果

家庭ごみの有料化の検 討

一般廃棄物処理基本計画の改訂を行う中で、プラスチックごみの実態調査を実施した。

(ごみゼロ課)

生ごみの再資源化に関する検討

する検討 (ごみゼロ課) 一般廃棄物処理基本計画の改訂を行う中で、再資源化技術の動向や近隣市の状況について調査・研究を行った。

主な事業内容

④プラスチックごみの減量に向けての方策を検討・実施します。

令和4年度の取組結果

【再掲】プラスチック製廃棄物削減の推進(ごみゼ□課)

主な事業内容

⑤燃やせないごみと粗大ごみの中から、鉄とアルミを回収し、再資源化を図ります。

令和4年度の取組結果

【再掲】有価物回収事業(ごみゼ□課)

主な事業内容

⑥事業者や家庭で余っている食品の施設への配付や学校給食の残さをリサイクル処理するなど、食品ロスの削減 を推進します。

令和4年度の取組結果

【再掲】食品□ス削減の推進(ごみゼ□課)

給食残さリサイクル事業

(千鳥学校給食センター)

メタン発酵処理により、給食残さのリサイクルを行った。

令和4年度 令和3年度

リサイクル率 83.4% 83.7%

主な事業内容

⑦街路樹や公園などで発生した剪定枝・枯葉などを土壌改良材に再利用し、緑のリサイクルを図ります。

令和4年度の取組結果

市内公園、街路、緑道で発生した剪定枝・枯葉等を破砕・チップ化し、ごみの減量・焼却コスト削減・緑のリサイクルを図った。

緑のリサイクル事業

(みどり公園課)

 却コスト削減・緑のリサイクルを図った。

 今和4年度
 令和3年度

 リサイクル数量
 1,136.8 ㎡
 1,345 ㎡

 (発生材数量 1,887 ㎡)
 (発生材数量 1,740.8 ㎡)

主な事業内容				
⑧市の業務において不要になったものをリサイクル品として有効活用します。				
令和4年度の取組結果				
リサイクル本配布事業		己架しなくなった本を、リサイクル本とし 発和して開催し、2,600 点を配布した 提供した。		
(中央図書館)	#7 /-t m */-	令和4年度	令和3年度	
	配付冊数 	3,144 点	528点	

(2)廃棄物の適正な収集と処理

ごみの減量・再資源化だけでなく、廃棄物の収集・処理を適正かつ効率的に行うことで、環境への負荷を減らすことにつながります。

そのため、事業者に対して適正な廃棄物処理を行うよう啓発、指導をしていきます。

また、クリーンセンターにおいては、施設の改修により安定的かつ継続的な廃棄物の適正処理に取り組むとともに、し尿処理施設のあり方や廃棄物の有効な活用について検討します。

《主な事業内容と令和4年度の取組結果》

主な事業内容

①多量に廃棄物を排出する事業者を指定し、廃棄物管理責任者の選任および事業系一般廃棄物減量計画 書の提出を義務づけ、必要に応じて現場実態調査を行います。

令和4年度の取組結果

多量排出事業者の廃 棄物削減の促進

(ごみゼロ課)

多量排出事業者に対し、現地の立ち入り調査を実施し、ごみ処理状況について確認、改善指導を行った。

現場実態調査回数 18、指定事業者数 68、新規指定事業者数 1

主な事業内容

②食品関連事業者に対し、食品リサイクル法に基づく食品廃棄物の堆肥化、飼料化を促進します。

令和4年度の取組結果

食品廃棄物飼料化推 進事業

(ごみゼロ課)

食品を扱う多量排出事業者に対し、現地の立ち入り調査実施時に、食品廃棄物の堆肥化、飼料化について促した。

主な事業内容

③事業ごみ処理手数料の見直しの検討など、事業者の自己処理責任に基づくごみの減量・リサイクルを促進します。

令和4年度の取組結果

有料事業系指定ごみ 袋制度推進事業

(ごみゼロ課)

ごみの 1 日平均排出量が 45L1 袋以下の事業所について、市に届け出ることで有料事業系指定ごみ袋を使用して排出できることとしている。

少量一般廃棄物	令和4年度	令和3年度
排出届出事業所	1,285件	1,252 件

事業ごみ減量等促進 事業

(ごみゼロ課)

ごみゼロ課が把握するクリーンセンターへ直接搬入をしている事業者・少量排出事業者・自己処理業者(産廃契約)の市内 1,598 事業者と、許可業者と契約している約 1,284 事業者には、事業系ごみのガイドラインに沿って自己処理責任に基づくごみの減量・リサイクルに努めてもらった。

④廃棄物の処理および清掃に関する法律に基づき、施設から排出される有害物質について、測定・分析します。

令和4年度の取組結果

廃棄物処理施設測定 分析事業

(クリーンセンター)

廃棄物の処理および清掃に関する法律に基づき、施設から排出される有害物質について、測定・分析する。水銀及びダイオキシン類は年 2 回、ばいじん等有害物質は年 6 回の測定・分析を行った。

主な事業内容

⑤安定的かつ継続的にごみの適正処理が行えるよう、クリーンセンターの延命化に取り組みます。

令和4年度の取組結果

【再掲】ごみ処理施設延命化整備事業(クリーンセンター)

主な事業内容

⑥焼却灰を適正に最終処分することに加えて、最終処分量を削減していくため、新たな再資源化技術の導入に ついて調査・研究を進めます。

令和4年度の取組結果

焼却灰σ)再資源化技
	135-1032
術の道入	

(クリーンセンター)

焼却灰の溶融・	・焼成処理による再資源化を行い、	最終処分場の負担軽減に貢献し
た。		

焼却灰処分量 最終処分 3,18

令和4年度

令和3年度

最終処分 3,182t 最終処分 3,011t 資源化 1,827t 資源化 1,939t

主な事業内容

⑦し尿処理施設について、環境に配慮しながら改修や新設に向けた検討を行います。

令和4年度の取組結果

【再掲】し尿処理事業のあり方検討 (クリーンセンター)

主な事業内容

⑧公共事業から発生する建設廃棄物の再利用、新築などの工事におけるリサイクル資材の導入を促進します。

令和4年度の取組結果

建設廃棄物再利用推 進事業

(営繕課、各工事担 当課) 設計図書に特記事項として積極的な建設廃材の再利用、再生資源の利用を明記している。

⑨「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に基づき、分別解体および再資源化などが義務付けられる建設工事の届出の受理を行います。

令和4年度の取組結果

建設リサイクル法届出 事業

(建築指導課)

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(建設リサイクル法)に基づき、一定の規模以上の建設工事等について適切な分別解体や再資源化を行うよう届出を促した。また、特定建設資材の分別解体が適正に行われているかを確認するため、随時、パトロールを実施した。

 届出受理件数	令和4年度	令和3年度
(通知含む)	335件	378 件

基本方針3

豊かで安全なくらし

3-1.自然環境

《第3次環境基本計画における指標と目標値》

指標	基準値 目標値		票値
1日伝	(平成 28 年度(2016 年度))	(令和 7 年度(2025 年度))	(令和 12 年度(2030 年度))
市民が親しめる水辺空間の整備の状況 (対象延長距離 9,955m)	29.7% (対象距離 2,959m)	51.6% (対象距離 5,133m)	67.6%以上 (対象距離 6,727m)
都市公園面積	1,157,000m ²	1,180,000m ²	1,181,000m ²
「身近で親しみやすい豊かな水辺空間の創出」に 対する市民の満足度	75.7%	80%	85%
「緑と暮らしが調和する生活空間の創出」に対する 市民の満足度	78.2%	82%	85%

《計画事業の評価》

東ツ 取り約3.4	事業結果		事業	
事業・取り組み名	令和3年度	令和4年度	実施状況	評価
	【工事延長】		D1-1 ゾーンは現地条件の確認	
境川水辺空間整備事業 (道路整備課)	B ゾーン概成 L=63m	_	や施工方法についての検討に時間を要したことから、工事着手は令和 5 年度に繰り越した。他ゾーンについては、国土交通省が定める「かわまちづくり」支援制度への登録に向けた、学識者、沿川自治会、関係団体、河川管理者を交えた懇談会を 4 回実施した。	С
日の出・明海地区全面海 岸護岸開放事業 (道路整備課)	【整備	計状況 】		
	転落防止柵 L=155m	転落防止 L=986m 舗装工 3,080 ㎡ 階段 1 ヵ所 (整備完了)	30 年度から事業を開始した浦	А

市业 50/407.7	事業結果		事業	
事業・取り組み名	令和3年度	令和4年度	実施状況	評価
明海地区西側ゾーン緑地整備事業 (みどり公園課)	整備工事	献状况】 整備工事	第二東京湾岸道路予定区域の 道路未利用地となっている土地 を、明海球技場と一体となった緑 地として暫定整備する。令和4年 度は整備工事が完了し、令和5 年1月より供用を開始した。	А
	【整備状況】			
舞浜地区海岸整備事業 (みどり公園課)	盛土工	盛土工	舞浜海岸の護岸 (3,400m) について、県による護岸改修に合わせて隣接する緑地について散策やジョギングなどが楽しめる緑道を整備する。令和4年度は、雨水排水設備工の工事内容に関する協議に時間を要し、千葉県の工事発注に遅れが生じた。	С
	【検討状況】		総合公園との連続性や境川河	
明海・高洲地区公園エリア整備検討事業 (みどり公園課)	基本構想策定	基本計画策定	口部の活用を視野に入れながら、高洲海浜公園に隣接する市有地との一体的な整備をする。 当初の予定どおり、令和4年度は、対象エリアの整備に向けて、整備条件の整理を行い、整備内容の基本計画を策定した。	В
旧江戸川河川敷活用事業 (みどり公園課)	旧江戸川河川敷活用事業については、富士見地区の河川敷の開放に伴い、見明川分流部の平坦地かつ緩傾斜護岸のスロープからアクセスしやすい河川敷について有効活用し、市民が憩える広場を整備する。令和5年4月に整備が完了し、供用を開始した。		В	
三番瀬海岸親水施設整備 事業 (環境保全課)	整備工事	整備完了	令和4年8月に整備が完了した。その後、10月より、護岸部への一般開放を月に1度行った。	А

(1)身近で親しみやすい豊かな水辺空間の創出

水辺は、三方を海や川に囲まれた本市において、貴重な自然の一つです。

河川における水辺空間においては、千葉県と協力して、境川の修景整備や旧江戸川の整備・活用を進めます。

海における水辺空間においては、千葉県と協力して海岸の整備や海岸護岸の開放に取り組みます。また、 全国的にも貴重な干潟である三番瀬は、国や県、関係自治体などと協力して保全していくとともに、令和元年 (2019 年) に開館した三番瀬環境観察館を拠点に市民が自然に親しめる場として活用します。

《主な事業内容と令和4年度の取組結果》

主な事業内容

主番瀬の豊かな自然に市民がより身近にふれることができる環境を整備します。

令和4年度の取組結果

【再掲】三番瀬海岸親水施設整備事業 (環境保全課)

主な事業内容

②景観、親水性、水質の向上や自然環境などに配慮しながら、境川における市民の憩いとなる水辺空間を整備します。

令和4年度の取組結果

【再掲】境川水辺空間整備事業(道路整備課)

堀江ドックの再整備 (道路整備課、商工

(道路整備課、商工 観光課) 旧江戸川における河川護岸のうち未整備となる堀江ドック区間について、耐震化に併せた再整備を行う。令和4年度は、再整備について県と協議していくためのイメージパースを作成した。また、整備後の維持管理協定の締結に向け、堀江ドック内施設の維持管理区分について県との協議を進めた。

主な事業内容

③市民が海に親しめる空間を確保するため、海岸護岸の開放や海岸の整備に取り組みます。

令和4年度の取組結果

【再掲】舞浜地区海岸整備事業(みどり公園課)

【再掲】日の出・明海地区前面海岸護岸開放事業(道路整備課)

主な事業内容

④千葉県による、河川護岸の耐震補強や高潮などによる水害の防止対策、親水性豊かな水辺空間の創出を目的とした事業を促進します。【再掲】

令和4年度の取組結果

【再掲】 旧江戸川下流部整備事業(道路整備課)

(2) みどり豊かな生活空間の創出

都市化が進んだ本市において、みどりは大気の浄化や温室効果ガスの吸収、騒音、振動の緩和など、都市環境を改善する機能を担っています。さらに、都市景観の形成や生態系の保全など、環境を保全・創出していくうえで多様な役割を果たしています。

そのため、公園や緑地の整備・改修などにより本市のみどりを増やしていくとともに、水辺空間と一体となった 水とみどりのネットワークを形成していくことで、豊かな生活空間を創出します。

《主な事業内容と令和4年度の取組結果》

主な事業内容

①公共施設などにおける敷地内や屋上などの緑化と、その適正な維持管理を推進します。

令和4年度の取組結果

【再掲】公共施設等緑化推進事業 (みどり公園課)

主な事業内容

②利用者や地域の特性に応じた公園や緑地の整備、改修を推進します。

令和4年度の取組結果

【再掲】 明海地区西側ゾーン緑地整備事業 (みどり公園課)

【再掲】 明海・高洲地区公園エリア整備検討事業 (みどり公園課)

【再掲】旧江戸川河川敷活用事業 (みどり公園課)

公園施設等改修整備 事業

(みどり公園課)

令和4年度は、全体改修を行わず、不具合等箇所の個別補修を行った。 なお、令和8年度完成に向け、防災避難路整備計画に合わせた猫実4丁目「なのはな子供遊園」の改修計画を開始した。

公園施設等改修数	令和4年度	令和3年度
(全体改修)	0 件※個別補修のみ実施	1件

主な事業内容

③海岸や公園緑地をつなぐ緑道の整備を行い、ジョギング、サイクリングコースとしての活用を図ります。

令和4年度の取組結果

【再掲】舞浜地区海岸整備事業 (みどり公園課)

主な事業内容

④住宅地における生垣設置やみどりのカーテンの設置など、民有地における緑化を促します。

令和4年度の取組結果

【再掲】宅地整備時や商業地開発時の緑化推進事業 (みどり公園課)

生垣設置奨励事業 (みどり公園課) 民有地の緑化を推進するため、生垣設置(ブロック塀の撤去を含む)に係る費用の一部を助成している。本助成によって、新しい樹木の植栽を促すことで、良好な景観づくりや環境づくりへと繋がっている。

	令和4年度	令和3年度
助成件数(金額)	11件(872,000円) 延長 125.8m	14 件(936,000 円) 延長 121.1m

主な事業内容

⑤保全樹木の指定などにより、社寺境内地に残る大木、みどり豊かな住宅地や良好な緑地の保全を推進します。

令和4年度の取組結果

緑を保全し緑化推進を図るため、民有地の樹木を保存樹木に指定し、助成金を交付することで、良好かつ健全な樹木の状態維持を図った。

保存樹木指定事業

(みどり公園課)

することで、良好かつ傾	全な樹木の状態維持を図った。	
	令和4年度	令和3年度
助成者数、本数 (金額)	28 所有者、579 本 (3,295,000 円) ※13 本の指定解除	28 所有者、592 本 (3,365,000 円)

主な事業内容

⑥街路樹の補植や緑地・緑道の維持補修を行うとともに、各課間の管理区分にかかわらず道路周辺の環境整備に取り組みます。

令和4年度の取組結果

市内街路樹等改修補 植事業

(みどり公園課)

街路樹等の枯れに伴う補植工事費や緑地緑道の維持補修工事等を行った。

	令和4年度	令和3年度
工事件数	19件	26 件

(3)生物多様性の保全

市内の貴重な自然である三番瀬や人工的に整備された海岸や公園などの水辺やみどりは、市民の憩いの場であると同時に、生きものにとっても貴重な生息空間となっています。国内では、生物多様性の保全に向けた取り組みの重要性が高まっており、埋立による人工的な都市空間が広がる本市においても、生物多様性の保全に対する必要性は例外ではありません。特に、三番瀬は東京湾に残された貴重な干潟の一つであり、国や県、関係自治体と連携した保全対策が求められています。

そのため、市内における生物多様性の現状を把握するとともに、その保全に向けた対策や啓発活動を推進します。

《主な事業内容と令和4年度の取組結果》

主な事業内容

①市内における生きものの生息状況を把握するため、生きものの生息空間に関する調査を行います。

令和4年度の取組結果

生きものの生息空間の調査

(環境保全課)

平成 18 年度に市内に生息する生きものの実態調査を行った。調査から期間が空いていることから、次回の実施について今後検討する。

主な事業内容

②市内に生息する生きものの実態調査の結果を踏まえ、生物多様性の啓発を行います。

令和4年度の取組結果

【再掲】三番瀬環境観察施設運営事業 (環境保全課)

生物多様性の普及啓 発 (環境保全課) 三番瀬環境観察館にて講座を実施したほか、野鳥図鑑等のパンフレットにより啓発を行った。

主な事業内容

③生物多様性の維持を図るため、特定外来生物などについての啓発を行い、必要に応じて駆除も行います。

令和4年度の取組結果

糞尿等の生活被害のあった箇所に捕獲器の設置、捕獲を行い、個体数の抑制を図った。

特定外来生物等防除 事業

(環境衛生課)

中和4年度令和3年度・ハクビシン 1件
・アライグマ 1件
・タヌキ 1件<td・ハクビシン 11件
・アライグマ 2件

基本方針3 豊かで安全なまち

3-2.生活環境

《第3次環境基本計画における指標と目標値》

指標	基準値	目標値		
11111111111111111111111111111111111111	(平成 28 年度(2016 年度))	(令和 7 年度(2025 年度))	(令和 12 年度(2030 年度))	
大気汚染物質の環境教 基準項目達成率 (11項目)	92%	100%	100%	
河川 BOD 環境基準達成率(6ヵ所)	100%	100%	100%	
自動車騒音·道路交通 振動 要請限度達成 率 (8ヵ所)	81%	100%	100%	

《計画事業の評価》

WELL BY SIGN FOR IMA		
事業・取り組み名	事業結果・実施状況	事業評価
大気汚染物質及び有害大 気汚染物質常時監視業務 (環境保全課)	一般環境大気物質の常時監視測定を実施するとともに、光化学スモッグ等の注意喚起を行った(PM2.5 関連は発令なし)。 測定結果:市内大気は安定している。	А
ダイオキシン類測定業務 (環境保全課)	市内 1 地点(郷土博物館屋上)にて年 4 回、一般環境大気中のダイオキシン類濃度の測定を行った。 測定結果:特段の異常なく安定している。	Α
河川等水質測定事業 (環境保全課)	以下の項目について、市内4河川について測定を行った。 市内河川測定項目:水素イオン濃度、浮遊物質量、生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、溶存酸素量、全窒素、全りん、大腸菌群数測定結果:年度ごとに数値の増減はあるが、概ね環境目標の水準で推移している。	А
主要幹線道路騒音·振動 調查事業 (環境保全課)	市内 8 地点で調査を行った。 測定結果:年度ごとに数値の増減はあるが、概ね環境基準を満たしている。	А

(1)大気環境の確保

大気環境は、人々の生活の質や健康に影響を及ぼす要素の一つです。市内には交通量の多い幹線道路 が通っており、自動車排出ガスによる影響を受けやすい状況にあります。また、排煙を多く排出する業種は少な いものの、市内には事業者が多く集積した地区も存在します。

そのため、大気環境の監視を継続的に実施し、測定結果を公表するとともに、必要に応じて事業者などに対して法令に基づく適切な指導を行います。

また、公用車における次世代自動車の導入や公共交通機関の充実を図ることで、自動車排出ガスの削減に取り組みます。

《主な事業内容と令和4年度の取組結果》

主な事業内容				
①事業者などに対し、関係法令の規制基準を遵守するよう周知するとともに、法令に基づいた適切な指導を行 います				
令和4年度の取組結果	Ę			
環境保全条例に基づく 規制(ばい煙特定施	大気汚染防止法、環境保全条例に基づき、事業者などへ、ばい煙などの発生の抑制に関する周知徹底を図るとともに、大気の排出基準について指導する。令和4年度は、指導を行う事例はなかった。			
設に係る排出基準) (環境保全課)	ばい煙特定施設設	令和4年度	令和3年度	
(垛児休土訴)	置に係る届出件数	0件	0件	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律、環境保全条例に基づき、廃棄物の野外の焼却など、屋外での燃料行為の規制に関する周知及び指導を徹底する。また規制(燃焼行為規制) (燃焼行為規制) (水気の排出基準について、法令に基づき指する。令和4年度は、指導を行う事例はなかった。				
(環境保全課)	服。体 主艺	令和4年度	令和3年度	
	野焼き苦情件数 	0件	1件	

主な事業内容				
②一般環境大気中の汚	②一般環境大気中の汚染物質や有害大気汚染物質などの測定を行い、状況の把握に努めます。			
令和4年度の取組結果	Ę			
【再掲】大気汚染物質及	及び有害大気汚染物質	常時監視業務 (環境保全課)		
【再掲】ダイオキシン類測定業務(環境保全課)				
アスベスト測定業務 (環境保全課)	市内3地点(当代島公民館、日の出公民館、今川記念会館)にて年2回、一般環境大気中のアスベスト濃度の測定を行った。			
自動車排出ガス汚染 常時測定事業(千葉 県・環境保全課) ・ 「・環境保全課) ・ 「・ 「・ 「・ 「・ 「・ 」」 「・ 」 「・ 」 「・ 」 「・				
簡易測定器の貸し出し	簡易測定器の貸 し出し、簡易測定器の貸出しを行った。			
(騒音·振動·放射線)	取 立 €117/11/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/	令和4年度	令和3年度	
(環境保全課)	騒音計貸出件数	5件	2件	

主な事業内容

③公用車における次世代自動車の導入を図るとともに、市民・事業者に対する普及・促進を行います。【再掲】

令和4年度の取組結果

【再掲】環境に配慮した公用車の導入推進(財産管理課・環境保全課)

主な事業内容

④自動車排出ガスの抑制のため、交通渋滞対策やバスなどの公共交通機関の利用を促進します。

令和4年度の取組結果

【再掲】バス交通利用促進事業(都市計画課)

【再掲】市内バス路線網の強化・充実(都市計画課)

【再掲】コミュニティバス事業(都市計画課)

(2)水質の確保

河川などの水質は、人々の暮らしやすさ・過ごしやすさに影響を及ぼします。市内を流れる境川や旧江戸川などの河川や、それらが流れ込む海域においては、上流側からの影響を受けやすい傾向にあります。また、水質悪化の原因の一つに下水道に接続していない建物からの生活排水が挙げられます。

そのため、東京都や県と協力して市内各地の水質の監視を継続的に実施するとともに、下水道に接続していない建物の水洗化促進などによる汚濁防止対策を実施します。

《主な事業内容と令和4年度の取組結果》

主な事業内容

①市内河川の水質測定を行い、千葉県による旧江戸川と東京都の測定を含めて、状況の把握に努めます。

令和4年度の取組結果

【再掲】河川等水質測定事業 (環境保全課)

主な事業内容

②地下水汚染の防止のため、千葉県と協力して公共用水域および地下水の水質汚濁の状況を測定します。

令和4年度の取組結果

地下水污染防止対策 事業(千葉県·環境 保全課)

千葉県が県内の全体的な地下水質を把握するため、地下水の水質測定を行っている。 本市内でも1地点で測定しているが、環境基準の超過等は見られなかった。

主な事業内容

③浄化槽の適正な維持・管理のため、年1回以上清掃を行うよう指導します。

令和4年度の取組結果

浄化槽管理指導事業 (ごみゼロ課)

浄化槽を使用している住宅で臭気・故障等がある個所にパトロールを行うとともに、浄化槽の適正な維持・管理のため、年 1 回以上清掃を行うよう通知した。

 浄化槽の清掃	令和4年度	令和3年度
通知	353件	148件

主な事業内容

④河川や海の水質改善のため、公共下水道の整備・適正な管理を行います。			
令和4年度の取組結果	₹		
八十十二八十十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	公共用水域の水質の保全と生活環境の改善などを図るため、下水道の未整備区域の面整備を推進する。令和4年度は、汚水適正処理構想の見直しを行った。また、猫実三丁目の下水道整備工事に伴う家屋復旧補償の説明及び補償が完了した。		
公共下水道整備事業 (下水道課)	令和4年度	令和3年度	
(,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	・下水道人口普及率 99.8%・下水道整備率 93.4%・水洗化率 98.0%	・下水道人口普及率 99.8%・下水道整備率 93.4%・水洗化率 97.9%	
下水道普及促進事業	下水道未接続世帯の水洗化を促進するため、水洗化普及員による未接続世帯への訪問のほか、ホームページや広報誌を用い、水洗化促進のための広報活動を行った。		
(下水道課)	令和4年度	令和3年度	
	・延べ訪問件数 1,830 件 ・接続件数 79 件	・延べ訪問件数 1,818 件 ・接続件数 137 件	
ストックマネジメント推	市全域における下水道施設の延命化とライフサイクルコストの平準化を図るため、ストックマネジメント全体計画に基づき、管きょの調査、改築修繕計画の策定及び人孔蓋交換工事を行った。		
進事業	令和4年度	令和3年度	
(下水道課)	・簡易調査 54,542.5m ・詳細調査 11,990.3m ・人孔蓋交換工事 54 基	・簡易調査 22,643.4m ・詳細調査 4,287.44m ・改築修繕計画 4,287.44m ・人孔蓋交換工事 34基	
下水道総合地震対策	下水道総合地震対策計画[2期]に基づき、耐震調	診断及び耐震実施設計を行った。	
事業	令和4年度	令和3年度	
(下水道課)	・診断 1,929.48m ・実施設計 27 基 ・工事 129.06m	・診断 1,837.68m ・実施設計 129.06m	

主な事業内容

⑤特定施設を設置する工場・事業場から排水される下水の水質の監視をはじめ、事業者などに対する排水基準 の遵守の徹底・指導を千葉県と協力して進めます。

の遵守の徹底・指導を十葉県と協力して進めます。			
令和4年度の取組結果			
特定事業場水質監視 事業		の検査を行い、水質基準値を K域の水質の保全を図った。	満たさない事業場について、改善指
(下水道課)	届出特定事業場排	令和4年度	令和3年度
	水の測定箇所数	48 力所	49 加所

(3)安心して暮らせる生活環境の確保

市民が快適かつ安心して生活していくためには、騒音・振動、悪臭などの生活環境や生活衛生を良好に保 つ必要があります。

生活環境に関する問題は、都市化の進展や人々の生活様式の変化を背景に多様化しており、時代の変 化に応じた対策が必要になります。近年では、新型コロナウイルス感染症対策によるテレワークの拡大などにより、 市民が在宅する機会が増加していることから、生活騒音対策に取り組みます。

また、生活衛生については、ごみのポイ捨てやペットの適正な飼育、人々に害を及ぼす可能性のある生きも のや生物多様性を脅かす生きものへの対策などを行います。

《主な事業内容と令和4年度の取組結果》

主な事業内容

①事業者かどに対し、関係法令の規制基準を遵守するように周知するとともに、法令に基づいた適切な指導を

①事業有なCに対し、関係法市の規制基準を受すするように同知するCCもに、法市に基づいた週頃な指导を 行います。			
令和4年度の取組結果	R.		
環境保全条例に基づく 規制(拡声器・深夜	「浦安市環境所全条例」に定められた規制基準を元に、事業者等に対し、発生の抑制 等に関する指導を行った。		
営業等に係る騒音等 への指導)	深夜営業の騒	令和4年度	令和3年度
(環境保全課)	音に関する苦 情件数	0件	3件
環境保全条例に基づく 規制(地下水採取の	令和3年度、4年度ともに揚水施設を保有する事業者への指導を行った事例はないが、揚水施設の設置に係る届出はあった。		
規制)	・揚水施設設	令和4年度	令和3年度
(環境保全課) 	置に係る届出 件数	1件	1件
騒音規制法、振動規 制法、環境保全条例」に定められた規制基準を元に、事業者等に発送 関する指導を行った。			に、事業者等に発生の抑制等に
に基づく規制(環境保全課)	小宝芸は此粉	令和4年度	令和3年度
	公害苦情件数	騒音 16 件、振動 2 件	騒音 24 件、振動 4 件

主な事業内容

②市内主要幹線道路における騒音・振動について定期的に測定し、必要に応じて道路管理者に改善を要請しま す。

令和4年度の取組結果

【再揭】主要幹線道路騒音·振動調查事業(環境保全課)

主な事業内容

③羽田空港を離着陸し、本市近傍を飛行する航空機の騒音影響を監視し、必要に応じて関係自治体と連携し、

国へ改善を要請します。				
令和4年度の取組結果	令和4年度の取組結果			
航空機騒音常時監視 業務 (環境保全課)	航空機の騒音に対応す 視を行った。	るため、総合公園内に設置した	こ航空機騒音測定局で、常時監	
羽田再拡張事業に関 する県・市町村連絡協			機能強化に関する連絡調整部 当からの提案・情報提供について	
議会 (環境保全課)	市级协議会山东同数	令和4年度	令和3年度	
(-X-70VK_LDK)	連絡協議会出席回数	2回	2回	

主な事業内容

④牛活騒音などを抑え、住民が安心して生活できるよう。生活環境に関する対策や啓発を行います

④ 生冶騒音などを抑え、任氏が安心し(生冶できるよう、生冶塚現に関する対策や啓発を行います。						
令和4年度の取組結果	Ę					
地盤沈下監視測定事 業 (環境保全課)	市内の地盤沈下領報共有をする。	市内の地盤沈下観測用精密水準点 20 地点において、県が測量した結果について、情報共有をする。				
悪臭防止法に基づく規	悪臭に関する相談	※を受け付け、状況に応じ調査・指導	・対策を行った。			
制	艺作巫 / - / / - * * + * - * - * - * - * - * - * - * -	令和 4 年度	令和3年度			
(環境保全課) 	苦情受付件数	7件	3件			
土壌汚染対策事業 (千葉県·環境保全 課)	事業者との宅地開発事業等事前協議の中で土壌汚染対策法・残土条例の対象事業を把握し、必要に応じて県と協議するよう指導を行った。また、市民・事業者等からの問い合わせに対し、回答・担当部局の案内を行った。					
開発に伴うテレビ電波障害対策	「浦安市中高層建築物等によるテレビ電波障害の防止に関する指導要綱」に基づき、対象事業者に対し、テレビ電波障害に関する報告書等の提出を求めた。また、提出を受けるにあたり、適切な対策計画が成されているか確認を行った。					
(環境保全課)	苹 桂平 <i>什州</i>	令和4年度	令和3年度			
	苦情受付件数	0件	0件			

主な事業内容

⑤一定相様以上の建筑物の建筑を行う場合。冬例に其づく東前位議において、近階紛争予防のための指道。助

⑤一足				
令和4年度の取組結果	₹			
一定規模以上の建築物の建築を行う場合、条例に基づく事前協議によ 争予防の観点から風害や光害について考慮するよう指導・助言を行う。 (令和4年度は風害や光害が想定される建築行為の申請はなかった。)		導・助言を行う。		
(都市計画課)	令和4年度	令和3年度		
(바이나 띄차)	(参考) ・開発許可件数 1件 ・事前協議件数 64件	・開発許可件数 0件 ・事前協議件数 73件		

主な事業内容						
⑥ねずみや衛生害虫への	⑥ねずみや衛生害虫への対策を行うとともに、必要に応じて駆除を行います。					
令和4年度の取組結果	Į.					
	家庭における書幅に増加した。	言虫を駆除するため、薬剤を市役所窓口	1で配付した。殺鼠剤の配付が大			
害虫駆除事業 (環境衛生課)		令和4年度	令和3年度			
(垛塊倒工味)	配布数	・害虫駆除剤 269 袋 ・殺鼠剤 237 袋 ・野良猫忌避剤 30,000ml	・害虫駆除剤 214袋 ・殺鼠剤 89袋 ・野良猫忌避剤 51,700ml			

主な事業内容					
⑦ポイ捨て防止やペットの ます。	の飼育、飼い主の	のいない猫(地域猫)に関する問題に	ついて継続的な啓発活動を行い		
令和4年度の取組結果	Į.				
ポ イ捨て防止対策事 業 (環境衛生課)	ンペーンを行っ	前、新浦安駅前にて、自治会連合会や ていたが、新型コロナウイルスの感染状況 ポイ捨て防止を呼びかけた。			
不法投棄パトロール事業	多い箇所に対し	い地区の巡回パトロール及び投棄された して、モーションカメラや立て看板を設置し いらの通報による道路上等の不法投棄ゴ	、再発防止に努めた。		
(環境衛生課)	□ ID /# *#	令和4年度	令和3年度		
	回収件数	116件	•136 件		
	市内動物病院において狂犬病予防注射の済票交付の委託を行った。 また、包括連携先であるイオンにおいて狂犬病予防注射接種についての館内放送を活用し、接種率向上を目的とした啓発を行った。				
ペット適正飼育推進事 業	令和4年度		令和3年度		
(環境衛生課)	登録数 6,305 頭				
動物愛護推進事業	市内に生息する飼い主のいない猫の繁殖を防止するため、浦安市地域猫愛護員に基づき、動物病院等に不妊・去勢手術費を助成した。				
(環境衛生課)		令和4年度	令和3年度		
	助成件数	78 件 (メス 35 件、オス 43 件)	・71 件 (メス 34 件、オス 37 件)		

主な事業内容

⑧受動喫煙や吸い殻のポイ捨てなどの喫煙マナーについて、喫煙による健康被害を含めた意識の啓発を行います。

令和4年度の取組結果

受動喫煙防止に関す	市ホームページでの周知やチラシ配布、パネル展の開催等により受動喫煙防止及び禁煙について啓発を行った。また、薬剤師会と連携し、市内薬局でのチラシや啓発物の配布等を行った。				
る啓発 (健康増進課)	令和4年度	令和3年度			
	・受動喫煙防止パネル展 1回 ・配布場所:47 ヵ所 ・配布数:4,538 個	・受動喫煙防止パネル展:1回 ・配布場所:62 ヵ所 ・配布数:4,178 個			
喫煙所の設置 (環境衛生課)	令和5年3月1日に舞浜駅周辺を空き缶や吸い殻がし、令和5年3月1日に舞浜駅周辺を空き缶や吸い殻がし、令和5年3月31日に舞浜駅北口に喫煙所を設				

主な事業内容

⑨市民生活や生物多様性を脅かすおそれのある野生動物や特定外来生物による被害を予防する対策を講じます。

令和4年度の取組結果

【再掲】特定外来生物防除事業 (環境衛生課)

高病原性鳥インフルエンザ等野生鳥獣対策 (環境保全課)

死亡した野鳥等による高病原性鳥インフルエンザの感染が疑われる場合に、感染拡大防止のため、市民等へ周知を行う。令和4年度は、死亡した野鳥等について市民から連絡あった際に回収等の対策を行ったが、高病原性鳥インフルエンザが疑われる事例はなかった。

主な事業内容

⑩ごみ散乱防護用ネットの貸し出しなどにより、カラスによる生活環境被害への対策を講じます。

令和4年度の取組結果

ごみ散乱防護事業 (ごみゼ□課)

カラスや猫にごみを荒らされている世帯等にカラス除けネットについて紹介し、ごみの散乱 防止に繋げた。

	令和4年度	令和3年度	
カラスネット貸出件数	244 枚	299 枚	

3. 令和4年度 数値データ一覧

♦脱炭素社会

《グラフ・表データ》

①市の事務事業における温室効果ガス排出量

【活動項目別温室効果ガス排出量】

 $(t-CO_2)$

	活動」	頁目	基 ³ (H25		令和3	令和3年度		1年度	目標値 [※] (R12 年度)
	エネルギー	電気	13,693	20 547	12,461	10 116	11,288	17.987	10.204
	起源	都市ガス	6,854	20,547	6,655	19,116	6,699	17.987	10,304
	.bdb.uzsl	灯油		64		12		0.02	
	燃料 使用量	重油		26		0		0	47
<u>一</u>	[2/1]至	LPG	2		4		4 0.91		
般事務系		ガソリン		206		205		225	
務 系		軽油	113		113 67			76	
	公用車の 燃料使用量	CNG	79			0.04		0	204
	・走行量	自動車走行量(N2O)		6.1		4.8		4.8	204
		自動車走行量(CH4)		0.2		0.3		0.3	
		自動車使用・漏洩	2			2.5		2	
	小計			21,047	19,411			18,296	10,555
一般	设廃棄物焼却	(連続燃焼式)		17,174		13,948		16,489	14,289
	合語	†		38,221		33,359		34,785	24,844

※浦安市地球温暖化対策実行計画(令和2年度策定)の目標値

【活動項目別活動量】

活動項目		基準値 (H25 年度)	令和3年度	令和4年度	
	エネルギー	電気(kWh)	26,283,021	27,877,935	27,543,716
	起源	都市ガス(m³)	3,054,343	2,965,485	3,087,205
	. Mail all sal	灯油(I)	25,764	4,840	1,326
_	燃料 使用量	重油(Ⅰ)	9,470	0	0
般事	2/3	LPG(m ³)	369	643	303
般事務系		ガソリン (I)	88,907	88,114	96,689
糸	公用車の	軽油(Ⅰ)	43,767	25,954	29,335
	燃料使用量	CNG(m ³)	19,807	19.4	0
	·走行量	自動車走行量(N2O)(k m) 自動車走行量(CH4)(k m)	828,890	571,383	592,926
	一般廃棄物焼	· 却(連続燃焼式)(t)	54,647	50,199	51,942

②市域における温室効果ガス排出量

【(部門別)温室効果ガス排出量】

(千t-CO₂)

部門	H25 2013	H26 2014	H27 2015	H28 2016	H29 2017	H30 2018	R元 2019	R2 2020
家庭部門	239	205	194	206	231	197	196	195
業務部門	366	352	352	302	304	308	297	282
旅館・料亭・ホテル(木造)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
事務所·銀行·店舗(木造)	4	4	4	3	3	3	3	3
劇場·病院(木造)	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
事務所、店舗、百貨店(木造以外)	196	186	186	159	160	160	148	139
病院、ホテル(木造以外)	166	163	163	140	141	145	146	140
産業部門	72	67	59	58	63	62	52	30
農林水産業	0.8	0.7	0.8	1.0	0.9	0.9	0.5	0.6
建設業·鉱業	7	8	7	5	5	5	4	6
製造業	64	59	51	51	57	56	47	24
運輸部門	214	212	179	179	179	241	240	241
自動車	201	200	167	168	168	230	229	230
鉄道	13	12	12	11	11	11	11	10
廃棄物部門	17	14	20	16	20	20	18	24
その他ガス	4	4	4	4	4	5	5	5
合 計	911	855	807	765	800	834	809	777

[※]温室効果ガス排出量の算定に用いる「都道府県別エネルギー消費統計」及び「総合エネルギー統計」の統計値が令和3年度に1 過去に遡って改定が行われため、平成29年度以前のデータは「浦安市地球温暖化対策実行計画」に記載されている数値から変更 しています。

③浦安市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金 補助対象別内訳

7本Ph 5+ 在	法明由家	交付実績			
補助対象	補助内容 	実績 (件)	交付金額(円)		
太陽光発電設備システム	2万5千円/kW(上限10万円)	9	900,000		
家庭用燃料電池システム	自立運転機能有:定額 10 万円 自立運転機能無:定額 5 万円	17	1,500,000		
リチウムイオン蓄電システム	定額 10 万円	29	2,240,000		
太陽熱利用システム	上限 5万円	0	0		
窓断熱	補助率 1/4・上限 8 万円	39	2,807,000		
電気自動車	(太陽光発電設備・V2H 併設)	0	0		
电双口划甲	(太陽光発電設備のみ併設)	2	200,000		
V2H 充放電システム 補助率 1/10・上限 25 1		0	0		
	合 計	96	7,647,000		

④ 公共施設における再生可能エネルギー等の導入状況(令和5年3月31日現在)

4) 公共加設 種類	にのりる再生可能エイルヤー寺の導入状況(节和5年3月31日現任) 施設名	定格出力(kW)
,,,	市役所本庁舎	20.00
	南小学校屋内運動場	10.00
	東小学校屋内運動場	30.00
	入船小学校	20.00
	日の出南小学校	20.00
	明海南小学校・明海中学校	20.00
	高洲北小学校	10.00
	東野小学校	20.00
	浦安中学校	20.00
	堀江中学校	20.00
	入船中学校	20.00
	高洲中学校	20.00
	青葉幼稚園	7.00
	猫実保育園	10.00
	入船保育園	10.00
	日の出保育園	6.18
	高洲北小学校地区児童育成クラブ分室	3.00
	こどもの広場管理棟	9.00
	文化会館	20.00
	中央公民館	10.00
	堀江公民館	20.00
	富岡公民館	20.00
	美浜公民館	10.00
	地域交流プラザ(高洲公民館)	10.00
	中央図書館	50.00
太陽光発電	運動公園陸上競技場	10.00
	運動公園野球場	10.00
	運動公園管理棟	16.50
	パークシティ弁天自治会集会所	3.12
	さつき苑自治会集会所	4.00
	ジ・アイルズ自治会集会所	7.98
	シーガーデン新浦安自治会集会所・老人クラブ会館	9.50
	望海の街自治会集会所	3.00
	ラ・フィネス新浦安,パークシティ東京ベイ新浦安 SOL 合同自治会集会所	4.04
	タイムレスタウン新浦安自治会集会所	3.90
	パークシティ東京ベイ新浦安 Sea・Coco 合同自治会集会所	4.00
	まちづくり活動プラザ	40.00
	猫実若草クラブ会館	3.70
	富岡青葉会館	3.12
	弁天喜楽会館	3.60
	海南クラブ会館	4.00
	美浜寿会館	3.10
	セレナシニアクラブ会館	3.70
	浦安市ワークステーション	10.00
	東野地区複合福祉施設(東野パティオ)	20.40
	ビーナスプラザ	3.50
	斎場	2.136
	日の出出張所	6.50
	浦安公園防災倉庫・災害対応屋外トイレ	7.68
	相文公園的及高庫・及告対心産外 何レ - 墓地公園(複合霊堂)	9.90
	三番瀬環境観察館	3.00
	合計	51 件 615.556
		013.330

種類	施設名		定格出力(kW)
廃棄物発電	クリーンセンター		1450.0
廃熱利用	クリーンセンター	ごみを焼却した後の廃熱を施記び給湯に利用している。また、 ークステーションへ熱の面的利用	隣接する斎場、ワ

再生可能エネルギー・ 省エネルギー機器	施設名	件数	内容
	新浦安駅前 プラザマーレ	3	
	幹線1号	15	
	幹線2号	20	
	幹線3号	19	大陽光発電式の歩道灯(LED タイプ)
太陽光発電式街灯 (LED 照明)	幹線4号	11	ストラースのグロス」(LLD ノーノ)
(223 /////)	幹線9号他	26	
	市道	9	
	一般県道	9	
	合計	112	
風力·太陽光発電	クリーンセンター	3	
一体型街灯	新浦安駅前 プラザマーレ	3	地下駐輪場及び屋上遊戯場の照明用として屋上に設置
街路灯 LED	市内街路灯	11,000	二酸化炭素の排出量が従来より半減する灯具(LED 照明)を採用

◆循環型社会

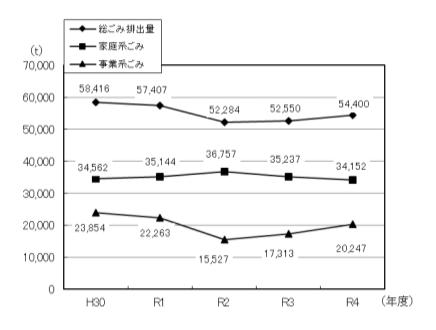
《グラフ・表データ》

①ごみ排出量の推移

(t)

	H30	R1	R2	R3	R4
総ごみ排出量	58,416	57,407	52,284	52,550	54,400
家庭系ごみ	34,562	35,144	36,757	35,237	34,152
事業系ごみ	23,854	22,263	15,527	17,313	20,248

<過去5年間の推移>

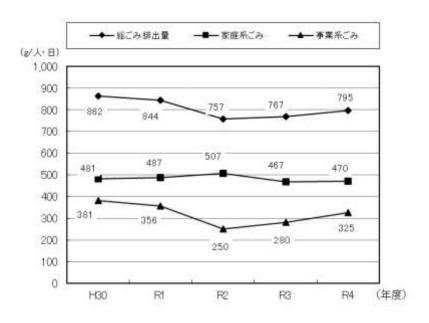


②一人あたりの1日平均ごみ排出量の推移(資源物を除く)

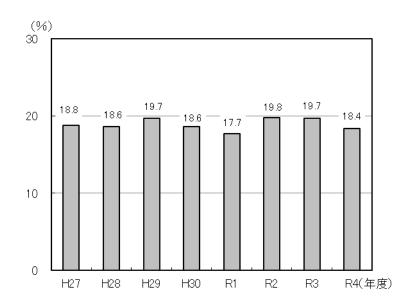
(g/人·日)

	H30	R1	R2	R3	R4
総ごみ排出量	862	844	757	767	795
家庭系ごみ	481	487	507	487	470
事業系ごみ	381	356	250	280	325

<過去5年間の推移>



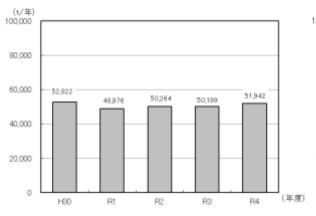
③再資源化率の推移

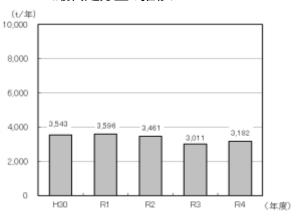


4焼却処分量と最終処分量の推移

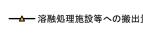
<焼却処分量の推移>

く最終処分量の推移>

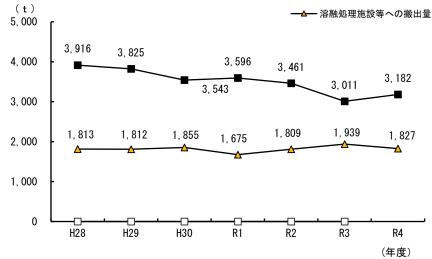




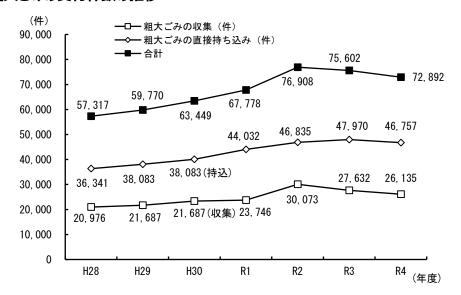
<焼却残さ運搬処分量の推移>



━ 最終処分場への搬出量



⑤粗大ごみの受付件数の推移



⑥ (年度別) 家庭系ごみ・事業系ごみの詳細

項目		豕燵米こめ・尹耒米こめの 年度	平成 30 年度	R1	R2	R3	R4
	人口(全		170,254	170,978	169,963	169,259	170,406
人口等	増加率		170,254	0	△ 1	△ 0	0
等		9人口(人)	169,400	170,275	170,485	169,132	169,488
	11	委託収集(t/年)	26,942	27,251	28,026	26,802	26,143
		持込 (t /年)	0	0	0	0	0
	可	年間量 (t /年)	26,942	27,251	28,026	26,802	26,143
	可燃ごみ	増加率(%)	0	1	3	△ 4	△ 7
	み	1日平均量(t/日)	74	75	77	73	72
		一人1日平均量(g/人·日)	434	437	452	434	420
		委託収集(t/年)	1,017	1,043	1,171	1,010	942
		持込 (t /年)	0	0	0	0	0
	不	年間量(t/年)	1,017	1,043	1,171	1,010	942
	不燃ごみ	増加率(%)	2	3	12	△ 14	△ 20
	み	1日平均量(t/日)	3	3	3	3	3
		一人 1 日平均量(g/人·日)	16	17	19	16	15
		委託収集(t/年)	473	474	597	541	491
		持込 (t /年)	1,479	1,619	1,684	1,741	1,666
	粗	年間量 (t /年)	1,952	2,093	2,281	2,282	2,157
	粗大ごみ	増加率(%)	4	7	9	0	△ 5
	み	1日平均量(t/日)	5	6	6	6	6
		一人 1 日平均量(g/人·日)	31	34	37	37	35
	咨	委託収集(t/年)	1,582	1,548	1,686	1,624	1,521
	資源ごみ	持込 (t /年)	0	0	0	0	0
	ごみ	年間量(t/年)	1,582	1,548	1,686	1,624	1,521
	<i>O</i>	増加率(%)	△ 2	△ 2	9	△ 4	△ 10
	(びん)	1日平均量(t /日)	4	4	5	4	4
	70	一人 1 日平均量(g/人·日)	25	25	27	26	24
	N/II	委託収集(t/年)	478	478	522	506	468
家	資 源 ご み	持込(t /年)	0	0	0	0	0
庭	Ĩ	年間量(t /年)	478	478	522	506	468
ご		増加率(%)	△ 2	0	9	△ 3	△ 10
	缶	1日平均量(t/日)	1	1	1	1	1
み	_	一人 1 日平均量(g/人·日)	8	8	8	8	8
	<u> </u>	委託収集(t/年)	616	624	642	655	641
	ペ ツ容	持込(t/年)	0	0	0	0	0
	ットボ-	年間量(t /年)	616	624	642	655	641
	一 不ご	増加率(%)	6	1	3	2	△ 0
	トル)	1日平均量(t/日)	2	2	2	2	2
		一人1日平均量(g/人·日)	10	10	10	11	10
	資	委託収集(t/年)	1,975	2,106	2,428	2,358	2,281
	資 源 ご み	持込 (t /年)	0	0	0	0	0
		年間量(t /年)	1,975	2,106	2,428	2,358	2,281
	(紙 類	増加率(%)	5	7	15	△ 3	△ 6
	類	1日平均量(t/日)		6	7	6	6
		一人 1 日平均量(g/人·日)	32	34	39	38	37
		委託収集(t/年)	0	0	0	0	0
	有	持込 (t /年)	0	0	0	0	0
	有害ごみ	年間量(t /年)	0	0	0	0	0
	み	増加率(%)	_	_	_	_	_
		1日平均量 (t/日)	0	0	0	0	0
		一人1日平均量(g/人·日)	0	0	0	0	0
		委託収集(t/年)	33,083	33,525	35,073	33,496	32,487
		持込 (t /年)	1,479	1,619	1,684	1,741	1,666
	計	年間量(t /年)	34,562	35,143	36,757	35,237	34,152
	ы,	増加率(%)	0.4	1.7	4.6	△ 4.1	△ 7.1
		1日平均量(t/日)	94.7	96.3	100.7	96.5	93.6
		一人 1 日平均量(g/人·日)	556.2	563.1	592.5	570.4	549.1

項目		年 度	平成 30 年度	R1	R2	R3	R4
		許可業者 (t /年)	20,115	19,105	12,549	14,472	17,419
	_	持込(t /年)	2,720	2,415	2,430	2,332	2,222
	可 燃	産廃 (t /年)	9	4	3	1	1
	可燃ごみ	年間量(t /年)	22,844	21,525	14,982	16,805	19,642
	d)	増加率(%)	3.7	△ 5.8	△ 30.4	12.2	31.1
		1日平均量(t/日)	62.6	59.0	41.0	46.0	53.8
		許可業者	608	516	336	341	401
	7.	持込(t /年)	67	50	45	29	32
	燃燃	産廃	0	0	0	0	0
	不燃ごみ	年間量(t /年)	674	566	382	371	433
	07	増加率(%)	△ 11.5	△ 16.1	△ 32.5	△ 2.9	13.3
		1 日平均量(t /日)	1.8	1.6	1.0	1.0	1.2
		許可業者	13	4	4	5	9
	料日	持込 (t /年)	144	110	135	99	124
	粗大ごみ	産廃	0	0	0	0	0
	こみ	年間量(t/年)	157	114	139	104	133
	• ,	増加率(%)	△ 34.2	△ 27.2	21.7	△ 25.4	△ 4.5
		1 日平均量(t /日)	0.4	0.3	0.4	0.3	0.4
	資源	許可業者	154	31	15	21	24
	資源ごみ	持込 (t /年)	1	1	0	0	0
	み	産廃 (1.4年)	0	0	0	0	0
	7 F	年間量(t/年)	154	32	15	21	24
	びん	増加率(%)	△ 27.5	△ 79.5	△ 51.5	34.5	57.8
		1日平均量(t/日)	0.4	0.1	0.0	0.1	0.1
	資	許可業者 持込(t/年)	6	9	<u>4</u>	6 0	5 0
事	資 源 ご み	産廃	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	_			
業	み	年間量(t /年)	0	9	0	0 6	<u> </u>
	缶	増加率(%)	△ 1.6	50.6	△ 58.2	43.3	35.0
ご	Ш	1日平均量(t/日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
み	次	許可業者	14	10	3	6	8
	源	持込 (t /年)	0	0	0	0	0
	資源ごみ(ペ	産廃	0	0	0	0	0
	ルペ	年間量(t/年)	14	11	4	6	8
	ッ	増加率(%)	36.2	△ 25.8	△ 66.1	55.8	124.4
	トボ	1日平均量(t/日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		許可業者	0	0	0	0	0
	資源ごみ	持込(t /年)	1	4	0	0	0
	み	産廃	0	0	0	0	0
		年間量(t /年)	1	4	0	0	0
	(紙 類	増加率(%)	△ 54.5	318.0	△ 97.6	360.0	△ 100.0
	쯔	1日平均量(t /日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		許可業者	3	2	1	2	2
		持込 (t /年)	0	0	0	0	0
	有	産廃	0	0	0	0	0
	有害ごみ	年間量(t /年)	3	2	2	2	2
	み	増加率(%)	△ 67.4	△ 18.1	△ 33.9	14.7	14.7
		1日平均量(t/日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		許可業者	20,913	19,678	12,914	14,852	17,869
		持込 (t /年)	2,932	2,581	2,611	2,461	2,378
		産廃 - 佐思島 (+ /左)	9	22.262	15 527	17.212	20.247
	計	年間量(t /年)	23,854	22,263	15,527	17,313	20,247
		増加率(%)	2.5	△ 6.7	△ 30.3	11.5	30.4
		1日平均量(t/日)	65.4	61.0	42.5	47.4	55.5
		一人 1 日平均量(g/人・日)	383.9	356.7	250.3	280.2	325.5

		年 度	平成 30 年度	R1	R2	R3	R4
		家庭ごみ(t)	26,942	27,251	28,026	26,802	26,143
i	_	事業ごみ(t)	22,844	21,525	14,982	16,805	19,642
Ī	リ	年間量(t /年)	49,786	48,776	43,008	43,607	45,786
Ī	可燃ごみ	増加率(%)	1.7	△ 2.0	△ 11.8	1.4	6.5
Ī	H	1日平均量(t /日)	136.4	133.6	117.8	119.5	125.4
ı		一人1日平均量(g/人·日)	801.2	781.6	693.3	705.8	736.1
Ī		家庭ごみ(t)	1,017	1,043	1,171	1,010	942
ı		事業ごみ(t)	674	566	382	371	433
ı	不燃ごみ	年間量(t /年)	1,692	1,609	1,553	1,381	1,375
ı	Ž	増加率(%)	△ 3.7	△ 4.9	△ 3.5	△ 11.1	△ 11.5
ı	d)	1日平均量(t /日)	4.6	4.4	4.3	3.8	3.8
ı		一人1日平均量(g/人·日)	27.2	25.8	25.0	22.3	22.1
ı		家庭ごみ(t)	1,952	2,093	2,281	2,282	2,157
ı	N/C	事業ごみ(t)	157	114	139	104	133
ı	粗大ごみ	年間量(t /年)	2,109	2,207	2,421	2,386	2,290
ı	ご	増加率(%)	△ 0.1	4.7	9.7	△ 1.4	△ 5.4
ı	d)	1日平均量(t /日)	5.8	6.0	6.6	6.5	6.3
ı		一人1日平均量(g/人・日)	33.9	35.4	39.0	38.6	36.8
ı	資	家庭ごみ(t)	1,582	1,548	1,686	1,624	1,521
ı	資源ごみ	事業ごみ(t)	154	32	15	21	24
ı	み	年間量(t /年)	1,736	1,580	1,701	1,645	1,545
ı		増加率(%)	△ 5.0	△ 9.0	7.7	△ 3.3	△ 9.2
ı	びん	1日平均量(t /日)	4.8	4.3	4.7	4.5	4.2
計		一人1日平均量(g/人·日)	27.9	25.3	27.4	26.6	24.8
<u> </u>	姿	家庭ごみ(t)	478	478	522	506	468
1	源	事業ごみ(t)	6	9	4	6	5
1	資源ごみ	年間量(t /年)	484	488	526	512	474
1		増加率(%)	△ 1.9	0.8	7.9	△ 2.8	△ 10.0
1	缶	1日平均量(t /日)	1.3	1.3	1.4	1.4	1.3
1		一人 1 日平均量(g/人・日)	7.8	7.8	8.5	8.3	7.6
1	資	家庭ごみ(t)	616	624	642	655	641
1	源	事業ごみ(t)	14	11	4	6	8
1	資源ごみ ペ	年間量(t/年)	630	635	646	661	649
1		増加率(%)	6.4	0.7	1.7	2.3	0.4
ı	ット	1日平均量 (t/日)	1.7	1.7	1.8	1.8	1.8
ı	ボ	一人1日平均量(g/人·日)	10.1	10.2	10.4	10.7	10.4
ı	資源	家庭ごみ(t)	1,975	2,106	2,428	2,358	2,281
ı	資源ごみ	事業ごみ (t)	1	4	0	0	0
ı	み	年間量 (t /年)	1,976	2,110	2,428	2,358	2,281
ı	紐	増加率(%)	0.9	6.8	15.1	△ 2.9	△ 6.1
ı	(紙 類)	1日平均量(t/日)	5.4	5.8	6.7	6.5	6.2
Ī		一人1日平均量(g/人・日)	31.8	33.8	39.1	38.2	36.7
1		家庭ごみ (t)	0	0	0	0	0
1	有	事業ごみ(t)	3	2	2	2	2
Ī	有害ごみ	年間量(t /年)	3	2	2 ^ 22.0	14.7	14.7
1	み	増加率(%)	△ 67.4	△ 18.1	△ 33.9	14.7	14.7
Ī		1日平均量(t/日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	左 問見	一人 1 日平均量(g/人·日) 	0.0	0.0 E7 407	0.0	0.0	0.0
Ī	年间 増加率		58,416 1.3	57,407 △ 1.7	52,284 △ 8.9	52,550 0.5	54,400 4.0
=ı		: (70) :均量(t/日)	160.0	157.3	143.2	144.0	149.0
合計	1 1 1 1 1 1 1 1						

^{※ 1} t 未満の端数を四捨五入及び調整しているため合計数と合わない個所がある。 ※ 家庭ごみ排出量については、拠点回収量(牛乳パック、白色発泡トレイ、廃食油等)及び資源回収事業の回収量を含まない。

◆自然環境

		H30	R1	R2	R 3	R4
初 十八甲五律	m/人	6.77	6.87	6.91	6.95	6.95
都市公園面積	全体面積(ha)	115.4	117.4	117.4	117.7	117.7
都市公園など※の	m [*] /人	10.3	10.4	10.5	10.5	10.5
面積	全体面積(ha)	175.7	177.9	177.9	178.1	178.2

^{※「}都市公園など」には、都市公園と公共施設緑地を含む。

◆生活環境

●大気

IJ	頁目	指標	令和4年度		令和3年度 【参考】			
二酸化窒素		1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm~0.06ppm までのゾーン	猫実一般局 (長期的評価)	0.034ppm	0.035ppm			
	(NO ₂)	の、04ppm・30.00ppm までのプープ 内、またはそれ以下(日平均値)	美浜自排局 (長期的評価)	0.035ppm	0.037ppm			
大気汚染物質の	浮遊粒子状 物質 (SPM)	1 時間値の 1 日平均値が 0.10 mg/m ³ 以下であり、** ³ かつ 1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下	猫実一般局 (長期的評価)	0.045mg/m ³	0.044mg/m ³			
環境基準	光化学 オキシダント	1 時間値が 0.06ppm 以下	猫実一般局 超過日数 (短期的評価)	19日	23日			
(0x)		光化学スモッグ注意報 1 時間値が 0.12ppm 以上 かつ継続する場合に発令	発令日数 [※]	3日	3日			
微小粒子状	微小粒子状	年平均値(上段)が	猫実一般局	8.3µg/m ³	7.1µg/m ³			
物質の 環境基準	物質 (P M2.5)	15µg/m³以下であり、かつ、日平均 値(下段)が35µg/m³以下	(長期的評価)	20.4µg/m ³	23.3µg/m³			

[※] 二酸化硫黄・一酸化炭素・浮遊粒子状物質の※1~※3は、短期的評価についても達成している。

[※] 光化学スモッグ注意報は、葛南地域(市川市・船橋市・習志野市・八千代市・鎌ヶ谷市・浦安市)において、オキシダント濃度が 0.12ppm 以上になり、この状態が継続すると判断されるとき発令される。

J	項目	指標	令和	令和4年度	
	ベンゼン	年平均値が 3µg/m³以下	猫実一般局	0.89µg/m³	0.70µg/m³
有害大気汚	トリクロロ エチレン	年平均値が 200µg/m³以下	猫実一般局	0.62μg/m ³	0.47gµ/m ³
染物質 の環境基準	テトラクロロ エチレン	年平均値が 200µg/m³以下	猫実一般局	0.082µg/m ³	0.085µg/m ³
	ジクロロ メタン	年平均値が 150µg/m³以下	猫実一般局	1.4μg/m ³	1.1µg/m³
ダイオキシン 類の環境基 準	ダイオキシン類	年平均値が 0.60pg-TEQ/m ³ 以下	浦安市役所 (郷土博物館)	0.013 pg-TEQ/m ³	0.013 pg-TEQ/m ³

項目	指標	f	和 4 年度	令和 3 年度 【参考】
		当代島公民館	夏季: 0.079本 冬季: 0.056本	夏季: 0.070本 冬季: 0.070本
大気中アスベスト 濃度の環境目標値	大気 1 L 中に含まれるアスベストの繊維が1 本を下回ること※	日の出公民館	夏季: 0.056本 冬季: 0.070本	夏季: 0.056本 冬季: 0.056本
	TYPE T I BECK	今川記念会館	夏季: 0.070本 冬季: 0.056本	夏季: 検出下限値以下 冬季: 0.056本

[※] WHO(世界保健機関)による化学物質に関する評価書において、「世界の都市部の一般環境中の石綿濃度は、 $1\sim10$ 本 / L 程度であり、この程度であれば、健康リスクが検出できないほど低い」とされていることを踏まえ、大気 1 L 中に含まれるアスベストの繊維が 1 本を下回ることを指標としている。

《グラフ・表データ》

<非メタン炭化水素の測定経年変化>

	H30	R1	R2	R3	R4
6 時~ 9 時における年平均値 (ppmC)	0.13	0.12	0.12	0.12	0.15

<光化学スモッグ注意報・警報発令状況(葛南地域)>

葛南地域 [※]	H30	R1	R2	R3	R4
注意報(日)	1	4	1	3	4
警 報 (日)	0	0	0	0	0
重大緊急報(日)	0	0	0	0	0

<微小粒子状物質 (PM2.5) の測定結果 (年間値)「猫実一般環境大気測定局」(令和4年度測定)>

有効 測定日数	測定時間	平均値	日平均値 の 最高値	日平均値が 35µg/m ³ を 超えた日数と その割合		1 時間値の 最高値	日平均値の 98%値	98%値評価に よる日平均値が 35µg/m ³ を 超えた日数
(日)	(時間)	(µg/m³)	(µg/m³)	(日)	(%)	(µg/m³)	(µg/m³)	(日)
357	8,608	8.3	23.8	0	0.0	92	20.4	0

<有害大気汚染物質(ベンゼン等)測定経年変化> (単位: µg/m³)

項目	H30	R1	R2	R3	R4
ベンゼン	0.77	1.17	1.03	0.70	0.89
トリクロロエチレン	0.84	0.75	0.79	0.47	0.62
テトラクロロエチレン	0.16	0.12	0.09	0.085	0.082
ジクロロメタン	2.37	1.68	1.4	1.1	1.4

<大気中のダイオキシン類の濃度測定結果(令和4年度測定)> (pg-TEQ/m³)

		浦安市役所
春	季(令和4年5月25日~6月1日)	0.0086
夏	季(令和4年7月7日~7月14日)	0.012
秋	季(令和4年10月12日~19日)	0.054
冬	季(令和5年1月11日~18日)	0.054
	年平均値	0.032

<酸性雨年平均值(年度推移)>

	H30	R 1	R2	R3	R4
pH 年平均値	5.0		5.0	5.3	5.0

[※] 大気中の二酸化炭素が十分溶け込んだ場合の pH が 5.6 であるため、酸性雨の目安は pH5.6 以下

<酸性雨測定結果(月別値)酸性雨自動分析装置設置場所:中央図書館屋上(令和4年度測定)>

月項目	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
pH 最大値	6.0	5.8	6.2	6.2	5.4	6.0	5.9	5.8	6.2	6.2	6.7	6.0
pH 最小値	4.5	4.3	4.3	4.0	4.1	3.9	4.1	5.1	4.8	4.3	4.8	4.2
pH 平均値	5.3	4.9	5.1	5.1	4.6	5.1	4.9	5.4	5.3	4.9	5.3	4.9
pH5.6以下(回)	8	10	8	7	6	10	8	6	4	7	4	8
測定回数 (回)	8	11	8	8	8	11	8	6	4	8	5	8

[※] 令和2年度は6月から測定

●水質

	項目		指標	令和4年度	令和3年度 【参考】
		水素イオン濃度 指数(p H)	6.5以上8.5以下	7.6pH	7.6pH
		生物化学的酸素 要求量(BOD)	3 mg/L 以下	1.3mg/L	2.0mg/L
		化学的酸素要求量 (COD)	5 mg/L以下	4.2mg/L	4.3mg/L
河川の 環境基準	 旧江戸川 (河川B類型)	浮遊物質量 (SS)	25mg/L以下	12mg/L	10mg/L
	(冯川口颊至)	溶存酸素量 (DO)	5 mg/L 以上	8.7mg/L	8.4mg/L
		大腸菌群数	1,000CFU /100ml 以下	125CFU /100ml	7,900MPN /100ml
		人の健康の保護に 関する環境基準 (27 項目)	各項目の 環境基準	全項目達成	全項目達成
	猫実川 (河川E類型相当)		10mg/L以下	6.1mg/L	3.3mg/L
市内	堀江川 (河川E類型相当)	44-44m /1.244.45	10mg/L以下	5.5mg/L	4.7mg/L
河川の 環境	境川(A地点) (河川C類型相当)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	5mg/L以下	5.3mg/L	4.2mg/L
目標値	境川(B地点) (河川C類型相当)	(505)	5mg/L以下	5.0mg/L	17.7mg/L
	見明川 (河川C類型相当)		5mg/L以下	4.2mg/L	3.0mg/L
		水素イオン濃度 指数(p H)	7.8以上8.3以下	8.1pH	8.1pH
		化学的酸素要求量 (COD)	3 mg/L 以下	3.4mg/L	3.6mg/L
海域の	東京湾	溶存酸素量 (DO)	5 mg/L 以上	7.9mg/L	6.7mg/L
環境基準	(海域B類型・ 海域IV類型)	全窒素 (T-N)	1 mg/L 以下	0.65mg/L	0.72mg/L
		全りん (T-P)	0.09mg/L以下	0.061mg/L	0.071mg/L
		人の健康の保護に 関する環境基準 (27 項目)	各項目の 環境基準	全項目達成	全項目達成

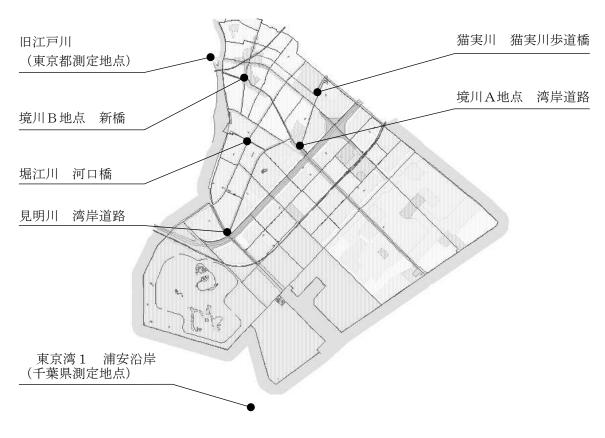
[※] pH、SS、DO、は、年平均値で環境基準の達成状況を評価した。

[※] 全窒素 (T-N)、全りん (T-P) は、表層の年平均値の平均値で環境基準の達成状況を評価した。

[※] BODとCODは 75%水質値により、環境基準と環境目標値の達成状況を評価した。

項目	指標	令和4年度	令和3年度 【参考】
河川の水の透視度	<川のきれいさを継続的に 把握するための項目>	境川A地点 30.0 cm	境川A地点 26.5 cm
平均水温	<水質や河川の生態系に影響を 与える水温の変化を継続的に 把握するための項目>	境川A地点 20.4℃	境川A地点 19.9℃

<水質調査地点>



《グラフ・表データ》(河川)

<旧江戸川BOD経年変化>(単位:mg/L)

項目	H30	R 1	R 2	R 3	R 4
75%值	1.6	1.9	1.7	2.0	1.3
年平均値	1.2	1.6	1.5	1.7	1.4

<市内河川(猫実川、堀江川、境川(A・B地点)、見明川)(単位:mg/L〔pH 以外〕)>

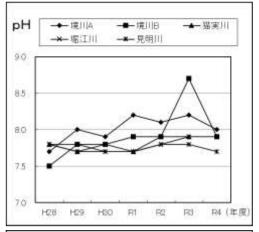
河川	項目	5月	8月	11月	2月	年平均値
	рΗ	8.0	8.1	7.6	8.2	8.0
	SS	2.0	15.0	2.3	3.8	5.8
	BOD	5.8	4.6	3.1	5.3	4.7
境川	ВОВ	5.0	4.0	J.1	٥.٥	5.3(75%水質値)
A 地点	COD	4.4	6.4	2.8	3.6	4.3
	DO	5.0	6.3	5.9	12.3	7.4
	全窒素	0.9	1.3	1.9	1.0	1.3
	全りん	0.24	0.27	0.15	0.09	0.19
	рΗ	9.0	7.6	7.3	7.7	7.9
	SS	19.0	10.8	5.0	4.2	9.8
	BOD	9.8	5.0	3.5	4.6	5.7
境川	ВОВ	9.0	5.0	5.5	7.0	5.0(75%水質値)
B 地点	COD	9.8	8.0	4.6	5.4	7.0
	DO	13.0	2.5	6.9	10.5	8.2
	全窒素	1.0	3.0	3.3	3.3	2.7
	全りん	0.29	0.54	0.21	0.18	0.31
	рΗ	8.3	7.8	7.6	8.0	7.9
	SS	8.8	3.4	2.5	2.2	4.2
	BOD	6.1	3.4	4.2	8.3	5.5
猫実川						6.1(75%水質値)
畑夫川	COD	9.3	6.6	7.6	9.6	8.3
	DO	13.0	2.5	6.9	10.5	8.2
	全窒素	1.2	1.9	2.0	2.4	1.9
	全りん	1.14	0.74	1.22	1.48	1.15
	рΗ	8.0	8.1	7.6	7.9	7.9
	SS	2.1	6.0	2.1	9.1	4.8
	P O D	F F	2.4	2 5	6.2	4.7
堀江川	BOD	5.5	3.4	3.5	6.2	5.5(75%水質値)
7年/上/11	COD	7.4	9.2	5.0	8.0	7.4
	DO	9.7	9.1	8.0	10.4	9.3
	全窒素	1.4	2.2	1.7	1.7	1.8
	全りん	0.83	0.72	0.45	0.51	0.63
	рΗ	7.6	7.8	7.2	8.2	7.7
	SS	14.5	6.8	4.6	5.2	7.8
	BOD	6.7	3.1	2.6	4.2	4.2
目明川	טטט	0.7	٦.١	۷.0	7.2	4.2(75%水質値)
見明川	COD	4.0	4.8	3.4	4.8	4.3
	DO	8.1	4.5	7.0	11.7	7.8
	全窒素	1.1	1.6	2.1	1.7	1.6
	全りん	0.12	0.17	0.11	0.12	0.13
※ B O D の错ti	竟目標値は、猫実儿	川 堀江川・10	ma/I 以下 培川	1 月明111・5点	n/I 以下	

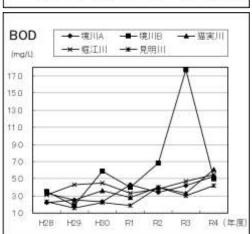
[※]BODの環境目標値は、猫実川、堀江川:10 mg/L以下。境川、見明川:5 mg/L以下。

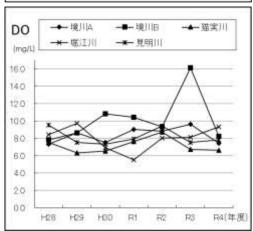
[※]河川におけるBODの環境基準や環境目標値の達成状況は75%水質値で評価する。

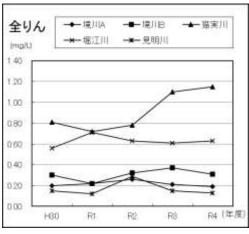
[※]BODの経年変化は一般的には年平均値で概況をみる。

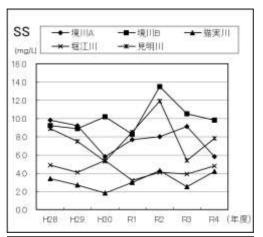
<河川等水質調査結果(経年変化・グラフ)>

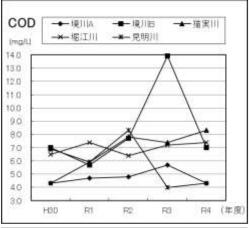


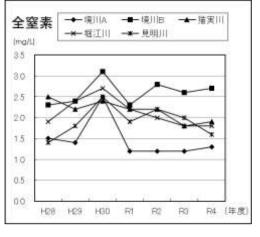










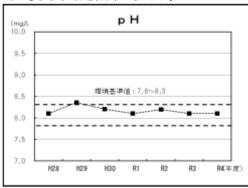


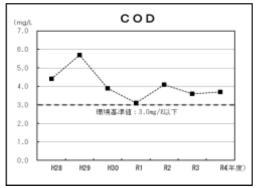
(海域)

<東京湾水質測定結果(経年変化)>

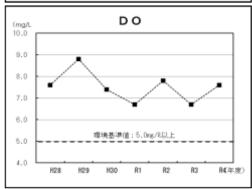
項目	H30	R1	R 2	R 3	R 4
рΗ	8.2	8.1	8.2	8.1	8.1
COD	3.9		4.1	3.6	3.7
СОБ	(75%水質値)	(75%水質値)	(75%水質値)	(75%水質値)	(75%水質値)
DO	7.4	6.7	7.8	6.7	7.6
全窒素	0.79	0.73	0.68	0.72	0.65
全りん	0.072	0.067	0.061	0.071	0.060

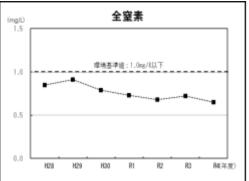
<東京湾水質測定結果(グラフ)>

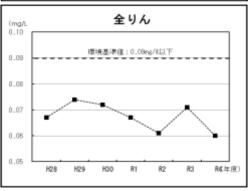




(単位:mg/L[pH以外])







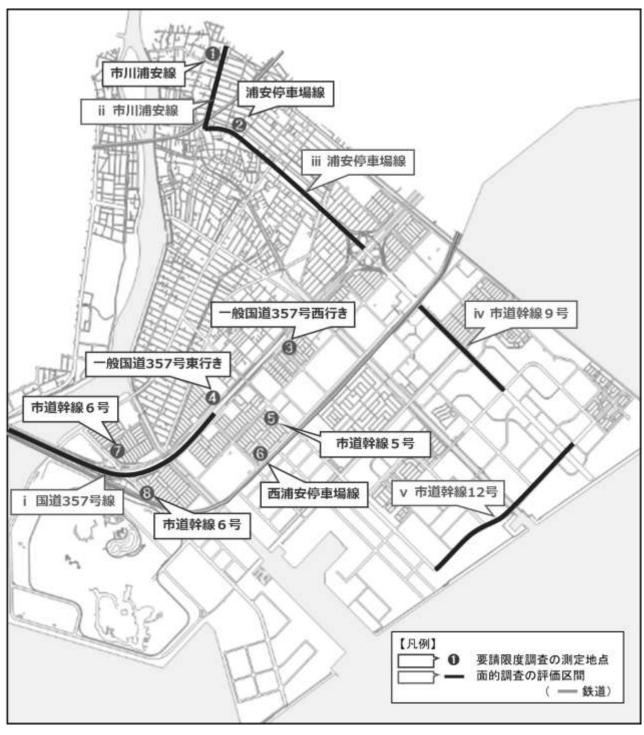
(下水道)

項目	H30	R 1	R 2	R 3	R 4
生活排水処理率	97.4%	97.6%	97.8%	97.9%	98.0%
下水道人口普及率	99.6%	99.7%	99.8%	99.8%	99.8%
下水道整備率	93.3%	93.3%	93.4%	93.4%	93.4%
水洗化率	97.6%	97.7%	97.8%	97.9%	98.0%

●騒音・振動・その他

《グラフ・表データ》

<自動車騒音要請限度調査測定地点:面的調査評価区間>



<自動車騒音・道路交通振動要請限度調査結果(令和4年度測定)>

, [到宇强目·但哈又地派到: 	自動車騒音		(1514)	1/2///3/2		道路交通	振動(dB)		
		昼(6	~22 時)	夜(22	2~6時)	昼(8~		夜(19~		
No	地点	平均値	環境基準 要請限度	平均値	環境基準 要請限度	平均値	要請 限度	平均値	要請 限度	
1	当代島三丁目	70	70	65	65	33	65	26	70	
1	(市川浦安線)	Q	75	05	70	33	0	20	70	
2	北栄三丁目	68	70	65	65	43	65	38	68	
	(浦安停車場線)	00	75	05	70	43		30	00	
3	富岡四丁目	67	70	66	65	49	65	45	67	
	(一般国道357号線西行き)	07	75	00	70	73		73	07	
4	東野三丁目		60	70	58	65	44	65	42	60
	(一般国道357号線東行き)	0	75	30	70	77	03	12		
5	弁天二丁目	67	70	65	65	47	65	43	67	
3	(市道幹線5号)	07	75		70	47	0	7	07	
6	弁天二丁目	68	70	62	65	45	65	40	68	
	(西浦安停車場線)	00	75	02	70	73	05	40	00	
7	舞浜二丁目	66	70	62	65	46	65	43	66	
	(市道幹線6号)	00	75	02	70	40	65	43	00	
8	舞浜三丁目	55	70	51	65	46	65	42	55	
	(市道幹線6号)		75		70					

[※]測定期間 令和5年1月17日(火)・18日(水)・19日(木)の3日間/1月24日(火)・25日(水)・26日(木)の3日間/1月23日(月)・25日(水)・26日(木)の3日間

<自動車騒音の常時監視に係る面的調査の結果(令和4年度測定)>

No	路線名	区間延長(km)	総家屋数	基準値内戸数	達成率(%)
i	一般国道 357 号線	1.4	425	413	97.2%
ii	主要地方道市川浦安線	0.8	1,213	1,213	100%
iii	一般県道浦安停車場線	1.8	1,879	1,653	88.0%
iv	市道幹線 9 号	1.1	579	579	100%
٧	市道幹線 12 号	1.5	233	233	100%
5区間合計		6.6	4,329	4,091	94.5%

[※]測定期間 令和5年1月30日(13時)~31日(13時)

<羽田空港航空機騒音測定結果>

		<u>i</u>	航空機騒音				
月(測定日数)	N1 (0~7 時)	N2 (7~19 時)	N3 (19~22 時)	N4 (22~24 時)	計	L den(dB) ^{* 1}	WECPNL
4月(30日)	87	621	237	33	978	43.7	54.4
5月(31日)	103	697	312	45	1,157	43.9	56.6
6月(30日)	48	553	314	35	950	43.4	54.7
7月(31日)	63	515	189	50	817	44.8	58.0
8月(31日)	56	456	175	52	739	42.8	54.2
9月(29日)	91	674	260	60	1,085	44.6	59.2
10月(31日)	86	843	506	61	1,496	44.6	54.3
11月(30日)	94	1,122	622	80	1,918	46.5	56.2
12月(31日)	93	1,001	691	76	1,861	45.7	55.6
1月(31日)	92	758	683	58	1,591	45.0	55.0
2月(28日)	80	781	557	62	1,480	45.2	55.7
3月 (31日)	111	759	574	96	1,540	46.6	56.8
合計	1,004	8,780	5,120	708	15,612		
月平均	83.7	731.7	426.7	59.0	1,301.0	44.9	56.2
日平均	2.8	24.1	14.0	1.9	42.8		

[※]騒音影響の基準として、平成 25 年度からの航空機騒音に係る環境基準として採用されている Lden(時間帯補正等価騒音レベル)及び、参考として、平成 24 年度まで航空機騒音の環境基準として使用していた WECPNL(加重等価平均感覚騒音レベル)も記載している。

<地盤沈下測定結果>

標石番	₩ 上	標高(m)	変動量(mm)					
号	地 点	(R4年1月現在)	H30年1月	H31年1月	R2年1月	R3年1月	R4年1月	
9838	旧浦安町役場前	0.4759	0.3	1.7	△1.9	7.3	6.5	
90	中央公民館	0.3298	1.2	_	△1.9	7.1	6.5	
U-1	海楽西児童公園	2.7126	1.1	1.2	△1.1	3.6	9.9	
U-2	東小学校	-0.3134	1.1	0.9	△1.5	2.9	9.4	
U-3A	富士見5丁目26堤防突端	2.3734	△0.6	1.6	△3.6	4.0	5.6	
U-5	江川児童公園	0.6107	0.7	1.4	△2.5	6.2	7.0	
U-6	堀江4丁目8緑地内	0.3412	1.6	1.9	△2.2	7.3	6.6	
U-7	善福寺	0.2091	1.2	1.6	△1.2	5.2	8.3	
U-8	中央公園	1.8649	△2.6	△0.9	△3.9	2.8	7.8	
U-9	鉄鋼通り3丁目緑地内	1.3870	△6.0	△5.1	△6.7	1.1	3.3	
U-10	鉄鋼通り2丁目緑地内	2.0032	△6.4	△5.3	△6.7	△1.3	5.5	
U-11	今川3丁目14緑地内	1.7740	△5.4	△5.1	△6.5	0.2	3.8	
U-13	入船3丁目34緑地内	2.1440	△7.4	△8.0	△8.6	△0.5	3.6	
U-14	美浜東第一児童公園	2.1652	1.6	△0.7	△1.4	5.2	7.1	
U-16	舞浜1丁目2	3.2831	△0.3	△1.8	△0.4	4.7	7.0	
U-17	千鳥9	1.6695	△7.3	△4.5	△5.9	0.6	4.1	
U-18	港 75	2.5574	△1.3	△1.1	△1.5	2.2	9.3	
U-19	千葉県立浦安南高等学校	3.6258	△7.7	△8.3	△8.1	△1.9	4.8	
U-20	高洲中央ポンプ場	3.0843	△1.3	△0.9	△3.4	4.8	8.3	
U-22	日の出小学校	3.4691	△0.4	△1.0	△1.3	4.5	9.3	

[※]各地点の変動量は、前年度の標高測定値と比較した数値である。

(例:旧浦安町役場前令和4年1月現在変動量「6.5mm」=令和4年1月時点標高「475.9mm」-令和3年1月時点標高「469.4mm」)

資料編

1 環境審議会

■浦安市環境審議会委員

令和5年11月現在

区分	役 職	氏 名	任期			
	委 員	亀井 克一	令和4年8月1日~令和6年7月31日			
	委 員	川口 敦弘	令和4年8月1日~令和6年7月31日			
市	委員	島野 圭司	令和4年8月1日~令和6年7月31日			
	委 員	畑山 文恵	令和4年8月1日~令和6年7月31日			
	委 員	前田 喜久栄	令和4年8月1日~令和6年7月31日			
	会長	奥 真美	令和4年8月1日~令和6年7月31日			
学	委 員	志々目 友博	令和4年8月1日~令和6年7月31日			
学識経験者	委 員	中川 直子	令和4年8月1日~令和6年7月31日			
者	委 員	浜島 裕美	令和4年8月1日~令和6年7月31日			
	副会長	宮川 正孝	令和4年8月1日~令和6年7月31日			
	委員	植木 克弥	令和5年10月1日~令和6年7月31日			
	委員	碓井 達郎	令和4年8月1日~令和6年7月31日			
事 業 者	委員	菊間 紀	令和4年8月1日~令和6年7月31日			
19	委員	田中嘉穂	令和4年8月1日~令和6年7月31日			
	委員	弦本 直昭	令和5年11月1日~令和6年7月31日			

■浦安市環境審議会規則

平成 15年 12月 26日 規則第 55号

(趣旨)

第1条 この規則は、浦安市環境基本条例(平成15年条例第31号)第29条第6項の規定により、浦安市環境審議会(以下 「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

- 第2条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。
 - 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
 - 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
 - 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
 - 5 会長及び副会長に事故があるときは、あらかじめ互選により選出された委員が会長の職務を代理する。 (平26規則4・一部改正)

(会議)

- 第3条 会長は、審議会の会議を招集し、その議長となる。
 - 2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
 - 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 4 審議会は、必要に応じ部会を置くことができる。

(参考意見の聴取等)

第4条 審議会において、必要があると認めたときは、市職員その他関係者の出席を求め、参考意見若しくは説明を聴き、又は 関係者に対し資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、環境部環境保全課において処理する。 (平19規則23・一部改正)

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。 附 則(平成19年3月30日規則第23号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 附 則(平成26年3月10日規則第4号)
- この規則は、平成26年8月1日から施行する。
- 附 則(平成30年3月30日規則第21号)
- この規則は、平成30年4月1日から施行する。

2 浦安市環境基本条例

平成 15 年 10 月 1 日 条例第 31 号 改正 平成 25 年 3 月 29 日 条例第 16 号

目次

前文

第1章 総則(第1条—第7条)

第2章 環境の保全に関する基本的施策

第1節 施策の策定等に係る基本方針(第8条)

第2節 施策の策定等に当たっての措置(第9条)

第 3 節 環境基本計画等(第 10 条·第 11 条)

第 4 節 環境の保全に関する施策等(第 12 条一第 25 条)

第3章 地球環境の保全に関する施策(第26条)

第4章 浦安市環境審議会(第27条—第29条)

附則

浦安は、三方を海と川に囲まれ、長年にわたり、恵まれた自然の下で漁業を中心として栄え、独自の生活や地域文化を培ってきた。しかし、その後の海面の埋立てや交通機関の整備などにより、まちは大きく変ぼうし、他に例をみないほどの発展を遂げている。

私たちはこれまで、製紙工場による悪水放流事件における抗議行動など、浦安の良好な環境を守るため力を合わせてきた。

しかし一方では、今日、自らを省みると、生活の便利さや物質的な豊かさを求めて、資源やエネルギーを大量に消費する生活を続けている。このような私たちの生活は、身近な自然の減少や大気汚染、水質汚濁等の公害の拡大、廃棄物の増加などによる環境問題を発生させ、さらには人類の存在基盤である地球自体の環境を脅かすに至っている。

私たちは、健康で文化的な生活を営む上で必要とされる 良好な環境の恵沢を享受できるようにするとともに、人類の 存在基盤である環境を将来に引き継ぐ責務を有していること を深く自覚しなければならない。さらには、先人たちの知恵や 経験を受け継ぎながら、すべての者がそれぞれの責務を積極 的に果たし、自ら参加し、環境への負荷が少ない持続的発 展が可能な社会を協働して形成しなければならない。

このような認識の下、私たちは、英知と総力を結集して、 人と自然とが共生する水と緑で囲まれた快適な環境都市と しての浦安を創り上げ、その環境の保全を推進することを決 意し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全(良好な自然環境が回復する条件の創出及び良好な生活環境の創出を含む。以下同じ。)について、基本理念を定め、並びに市、事業者、市民及び滞在者等の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

- 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義 は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影

- 響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖 化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生 物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部 分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文 化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。以下同じ。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。
- (4) 滞在者等 市内に滞在し、又は市内を通過する者をいう。

(基本理念)

- 第3条 環境の保全は、市民が健康で文化的な生活を営む上で必要とされる良好な環境を確保するとともにこれが将来の世代に継承されるように適切に行われなければならない。
- 2 環境の保全は、すべての者が、それぞれの立場に応じた 役割分担の下に、環境への負荷をできる限り低減すること 及び持続的な発展が可能な社会が構築されることを旨と して行われなければならない。
- 3 環境の保全は、人間が生態系の一部として存在し、自然から多くの恵みを受けていることを認識し、人と自然とが共生していくことを旨とし、海と川に接した特性を生かして自然と文化の調和のとれた快適な環境を実現していくように行われなければならない。
- 4 環境の保全は、地域における日常生活や事業活動が地球全体の環境と深くかかわっていることを認識して、地球環境の保全に資するように行われなければならない。
- 5 環境の保全は、すべての者が、それぞれの責務を自覚し、 協働して行われなければならない。

(市の責務)

- 第 4 条 市は、前条に定める環境の保全に関する基本理 念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全に関 する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する 責務を有する。
- 2 市は、自らの事務事業の執行に伴う環境への負荷の低減に率先して努めなければならない。
- 3 市は、環境の保全のために広域的な取組を必要とする 施策については、国及び他の地方公共団体と協力して、 その施策の推進に努めなければならない。

(事業者の責務)

- 第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。
- 2 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずる責務を有する。

- 3 前 2 項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に係る製品その他の物が使用され又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。
- 4 前 3 項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

- 第 6 条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。
- 2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、 環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保 全に関する施策に協力する責務を有する。

(滞在者等の責務)

第7条 滞在者等は、基本理念にのっとり、その滞在又は 通過に伴う環境への負荷を低減し、及び市が実施する環 境の保全に関する施策に協力するよう努めなければなら ない。

第2章 環境の保全に関する基本的施策 第1節 施策の策定等に係る基本方針

(施策の基本方針)

- 第8条 市は、環境の保全に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づき、総合的かつ計画的に行わなければならない。
 - (1) 人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、 並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、 土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態 に保持されること。
 - (2) 生物の多様性の確保が図られるとともに、本市の多様な自然環境が体系的に保全されること。
 - (3) 市民と自然との豊かな触れ合いが保たれること。
 - (4) 潤いと安らぎのある都市空間の形成、人にやさしい施設の整備、歴史的文化的資源の保全及び活用がされること。
 - (5) 環境への負荷の低減を図るため、資源の循環的利用、エネルギーの効率的利用、廃棄物の減量等が図られること。
 - (6) 地球温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境の保全に資する取組がされること。

第2節 施策の策定等に当たっての措置

第9条 市は、すべての施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念にのっとり、環境への負荷の低減その他必要な措置を講ずるように努めなければならない。

第3節 環境基本計画等

(環境基本計画の策定)

第10条 市長は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全に関する基本的な

- 計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければなら ない。
- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱
 - (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民、事業者及びこれらの者の組織する団体(以下「市民等」という。)の意見を反映することができるように必要な措置を講ずるものとする。
- 4 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、 浦安市環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 5 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかに、これを 公表しなければならない。
- 6 前 3 項の規定は、環境基本計画の変更について準用する

(年次報告)

第 11 条 市長は、毎年、環境の状況及び環境基本計画 に基づき実施された施策の状況等について年次報告書を 作成し、これを公表しなければならない。

第4節 環境の保全に関する施策等

(環境基本計画との整合)

第12条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図らなければならない。

(環境影響評価の推進)

第 13 条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を行う事業者が、事前に環境影響評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境の保全上の支障を防止するための規制等)

- 第 14 条 市は、公害を防止するため、公害の原因となる行 為に関し必要な規制の措置を講じなければならない。
- 2 市は、自然環境の保全を図るため、自然環境の適正な 保全に支障を及ぼすおそれのある行為に関し必要な規制 の措置を講じなければならない。
- 3 前 2 項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障 を防止するために、必要な規制、指導その他の措置を講 ずるよう努めなければならない。

(環境保全協定)

第15条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、その 事業者と環境の保全に関する必要な協定を締結するよう 努めるものとする。

(経済的措置)

- 第 16 条 市は、市民等が自ら行う環境への負荷の低減の ための施設の整備その他の環境の保全に資する活動を促 進するため、必要かつ適正な助成その他の経済的措置を 講ずるよう努めるものとする。
- 2 市は、環境への負荷の低減を図るため、環境への負荷を生じさせる活動又は生じさせる原因となる活動(以下この

項において「負荷活動」という。)を行う者を自らその負荷活動に係る環境への負荷の低減に努めることとなるように誘導することを目的としてその者に対して適正な経済的負担を求める措置についての調査及び研究を行い、その措置が特に必要であるときは、市民等の理解の下に、その措置を講ずるよう努めるものとする。

(施設の整備等)

- 第17条 市は、下水道、廃棄物の処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備及び環境の保全上の支障の防止に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。
- 2 市は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の 自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を 推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的な利用の促進等)

- 第 18 条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民等による資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量等が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。
- 2 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の利用が促進されるように努めるものとする。

(環境の保全に関する教育及び学習の振興等)

第 19 条 市は、環境の保全について、教育及び学習の振興並びに広報活動の充実を図ることにより、市民等が環境の保全についての理解を深めるとともに、市民等の環境の保全に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の自発的な活動を促進するための措置)

第20条 市は、市民等が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第21条 市は、第19条の環境の保全に関する教育及び 学習の振興並びに前条の市民等が自発的に行う環境の 保全に関する活動の促進に資するため、環境の状況その 他の環境の保全に関する必要な情報を適切に提供する ように努めるものとする。

(市民等の意見の反映)

第 22 条市は、環境の保全に関する施策の策定に当たっては、市民等の意見を反映することができるように、必要な措置を講ずるものとする。

(調査の実施)

第 23 条 市は、環境の状況の把握、環境の変化の予測 又は環境の変化による影響の予測に関する調査その他の 環境を保全するための施策の策定に必要な調査を実施 するものとする。

(監視等の体制の整備)

第 24 条 市は、環境の状況を把握し、及び環境の保全に 関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定 及び検査の体制の整備に努めるものとする。

(推進体制の整備)

第25条 市は、環境の保全に関する施策の総合的な調整 及び計画的な推進を図るために必要な体制の整備に努 めるものとする。

第3章 地球環境の保全に関する施策

(地球環境の保全に資する施策)

- 第26条 市は、市民等と連携して地球環境の保全に資する施策を推進するものとする。
- 2 市は、国、他の地方公共団体及びその他の関係団体と 連携し、地球環境の保全に関する国際協力の推進に努 めるものとする。

第4章 浦安市環境審議会

(設置)

第27条 本市に、環境基本法(平成5年法律第91号) 第44条の規定により、浦安市環境審議会(以下「審議 会」という。)を置く。

(所掌事務)

- 第28条審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。
 - (1) 第10条第4項(同条第6項において準用する場合を含む。)の規定による環境基本計画に関する事項
 - (2) 環境の保全に関する基本的事項及び重要事項
- 2 審議会は、前項の規定により調査審議するほか、環境の 保全に関する重要な事項について、市長に意見を述べる ことができる。

(組織)

- 第29条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。
- 2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
 - (1) 市民
 - (2) 事業者
 - (3) 学識経験者
- 3 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員が委嘱されたときの要件を欠くに至ったときは、その委員は、当然退職するものとする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に 関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

(浦安市環境審議会条例の廃止)

2 浦安市環境審議会条例(昭和 47 年条例第 11 号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の浦安市環境審議会条例(以下この項において「旧審議会条例」という。)第3条第1項の規定により委嘱された浦安市環境審議会(以下「旧審議会」という。)の委員である者は、この条例の施行の日に、第29条第2項の規定

により審議会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、同条第3項の規定にかかわらず、同日における旧審議会条例第3条第1項の規定により委嘱された旧審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

4 この条例の施行前に旧審議会にされた諮問でこの条例 の施行の際当該諮問に対する答申がされていないものは 審議会にされた諮問とみなし、当該諮問について旧審議 会がした調査審議の手続は審議会がした調査審議の手 続とみなす。

(審議会の委員の任期の特例)

5 平成 25 年度において委嘱される審議会の委員の任期 は、第 29 条第 3 項の規定にかかわらず、平成 26 年 7 月 31 日までとする。

(平 25 条例 16·一部改正) 附則(平成 25 年 3 月 29 日条例第 16 号) この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する

3 浦安市環境保全条例

平成 20 年 12 月 25 日 条例第 36 号 改正 令和 3 年 3 月 12 日 条例第 8 号

目次

前文

- 第1章 総則(第1条—第3条)
- 第2章 環境の保全に関する施策 (第4条―第9条)
- 第3章 公害の防止
 - 第 1 節 ばい煙等に関する規制等 (第 10 条一第 23 条)
 - 第2節 騒音又は振動に関する規制等
 - 第 1 款 騒音等特定施設及び特定作業(第 24 条一第 35 条)
 - 第2款特定建設作業(第36条—第38条)
 - 第3款 拡声機の使用及び夜間の飲食店営業等 (第39条―第43条)
 - 第3節 自動車の排出ガス等に関する規制等(第44条一第46条)
 - 第 4 節 地盤の沈下等に関する規制 (第 47 条一 第 57 条)
- 第4章 良好な生活環境の保持等(第58条一第62 条)
- 第5章 地球環境の保全(第63条―第66条)
- 第6章 雑則 (第67条—第70条)
- 第7章 罰則 (第71条—第74条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、浦安市環境基本条例(平成15年条例第31号)の本旨にのっとり、環境の保全に関し市の施策を定めてこれを推進し、及び公害の防止のための規制その他の措置を講ずることにより、環境の保全を図り、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

- 第2条この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 環境への負荷 浦安市環境基本条例第 2 条第 1 号に規定する環境への負荷をいう。
 - (2) 地球環境の保全 浦安市環境基本条例第2条第2号に規定する地球環境の保全をいう。
 - (3) 公害 浦安市環境基本条例第2条第3号に規定する公害をいう。
 - (4) 滞在者等 浦安市環境基本条例第2条第4号に 規定する滞在者等をいう。
- 2 前項に定めるもののほか、この条例における用語の意義は、 浦安市環境基本条例の例による。

(責務)

第3条市、事業者、市民及び滞在者等は、浦安市環境 基本条例第3条に定める環境の保全に関する基本理念 にのっとり、環境の保全が図られるように、それぞれの立場 において、同条例第4条から第7条までに規定する責務 を果たさなければならない。

第2章 環境の保全に関する施策

(大気の保全のための施策)

第4条 市は、自然エネルギー(太陽光、太陽熱、バイオマス(動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの(原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。)をいう。)を利用して得ることのできるエネルギーその他環境の保全上の支障を生じさせないエネルギーをいう。以下同じ。)の活用及びエネルギーの使用の合理化(一定の目的を達成するためのエネルギーの使用に際して、より少ないエネルギーで同一の目的を達成するために徹底的な効率の向上を図ることをいう。以下同じ。)に関する知識の普及及び啓発その他の大気の保全に係る施策を実施するものとする。

(公共用水域の水質の保全のための施策)

第5条 市は、生活排水(水質汚濁防止法(昭和45年 法律第138号)第2条第9項に規定する生活排水を いう。以下同じ。)その他の排水による公共用水域(同 条第1項に規定する公共用水域をいう。以下同じ。)の 水質の汚濁の防止に関する知識の普及及び啓発その他 の公共用水域の水質の保全に係る施策を実施するものと する。

(地盤の沈下等の防止のための施策)

第6条 市は、地盤の沈下、地下水位の著しい低下、土壌の汚染及び地下水の汚染の防止に関する知識の普及及び啓発その他の地盤の沈下、地下水位の著しい低下、土壌の汚染及び地下水の汚染の防止に係る施策を実施するものとする。

(騒音等の防止のための施策)

第7条 市は、騒音、振動及び悪臭の防止に関する知識の 普及及び啓発その他の騒音、振動及び悪臭の防止に係 る施策を実施するものとする。

(航空機騒音の調査及び公表)

第8条 市長は、航空機の騒音の防止に資するため、必要に応じ航空機の騒音の状況を調査し、その結果を公表するものとする。

(自動車の使用に伴う公害の防止のための施策)

第9条 市は、環境への負荷がより少ない自動車への転換の促進、自動車の使用の合理化の促進、道路環境の改善並びにこれらに関する知識の普及及び啓発その他の自動車の使用に伴う公害の防止に係る施策を実施するものとする。

第3章 公害の防止 第1節 ばい煙等に関する規制等

(定義)

- 第 10 条 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、 当該各号に定めるところによる。
- (1) ばい煙 大気汚染防止法 (昭和 43 年法律第 97 号) 第 2 条第 1 項に規定するばい煙をいう。
- (2) 粉じん 大気汚染防止法第2条第7項に規定する粉 じんをいう。
- (3) ばい煙特定施設 工場又は事業場(以下「工場等」 という。) に設置される施設でばい煙を発生し、及び排出

- するもののうち、当該施設から排出されるばい煙が大気の汚染の原因となるものであって規則で定めるものをいう。
- (4) 規制基準 ばい煙特定施設において発生し、排出口から大気中に排出されるばい煙の量の許容限度をいう。

(規制基準)

- 第11条 市長は、規制基準を規則で定めるものとする。
- 2 市長は、規制基準を定めようとするときは、浦安市環境 審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴かなければ ならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様 とする。

(規制基準の遵守義務)

第 12 条 ばい煙特定施設を設置している者は、当該ばい煙特定施設に係る規制基準を遵守しなければならない。

(ばい煙特定施設の設置の届出)

- 第 13 条 ばい煙特定施設を設置しようとする者は、規則で 定めるところにより、次に掲げる事項を市長に届け出なけ ればならない。
- (1) 氏名及び住所 (法人にあっては、名称、所在地及び 代表者の氏名)
- (2) 工場等の名称及び所在地
- (3) ばい煙特定施設の種類
- (4) ばい煙特定施設の構造
- (5) ばい煙特定施設の使用の方法
- (6) ばい煙の処理の方法
- (7) その他規則で定める事項
- 2 前項の規定による届出には、当該ばい煙特定施設の配置図その他規則で定める書類を添付しなければならない。

(経過措置)

- 第14条 一の施設がばい煙特定施設となった際現にその施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)は、当該施設がばい煙特定施設となった日の翌日から起算して30日以内に、規則で定めるところにより、前条第1項各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。
- 2 前条第 2 項の規定は、前項の規定による届出について 準用する。

(ばい煙特定施設の変更等の届出)

- 第 15 条 第 13 条第 1 項又は前条第 1 項の規定による 届出をした者は、その届出に係る第 13 条第 1 項第 3 号 から第 6 号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、 規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なけれ ばならない。
- 2 第13条第2項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(計画変更勧告)

第16条 市長は、第13条第1項又は前条第1項の規定による届出があった場合において、その届出に係るばい煙特定施設において発生するばい煙の量が規制基準に適合しないことによりそのばい煙特定施設の設置に係る工場等の周辺の生活環境が損なわれると認めるときは、その届出があった日の翌日から起算して60日以内に限り、その届出をした者に対し、その事態を除去するために必要な限度において、ばい煙特定施設の構造若しくは使用の方法又はばい煙の処理の方法に関する計画を変更すべきことを勧告することができる。

(実施の制限)

- 第 17 条 第 13 条第 1 項に規定するばい煙特定施設を 設置しようとする者又は第 15 条第 1 項の規定により届 け出なければならない事項の変更をしようとする者は、当 該事項に係る届出をした日の翌日から起算して 60 日を 経過した日以後でなければ、それぞれの届出に係るばい 煙特定施設を設置し、又はばい煙特定施設の構造若し くは使用の方法若しくはばい煙の処理の方法を変更して はならない。
- 2 市長は、第13条第1項又は第15条第1項の規定に よる届出に係る工場等の周辺の生活環境が損なわれな いと認めるときは、前項に規定する期間を短縮することが できる。

(氏名の変更等の届出)

第18条第13条第1項又は第14条第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る第13条第1項第 1号若しくは第2号に掲げる事項に変更があったとき、又はその届出に係るばい煙特定施設の使用を廃止したときは、その変更の日又は廃止の日の翌日から起算して30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(承継

- 第19条第13条第1項又は第14条第1項の規定による届出をした者から、その届出に係るばい煙特定施設を譲り受け、又は借り受けた者は、当該ばい煙特定施設に係る当該届出をした者の地位を承継する。
- 2 第13条第1項又は第14条第1項の規定による届出をした者について相続、合併又は分割(その届出に係るばい煙特定施設を承継させるものに限る。)があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該ばい煙特定施設を承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。
- 3 前 2 項の規定により、第 13 条第 1 項又は第 14 条第 1 項の規定による届出をした者の地位を承継した者は、そ の承継があった日の翌日から起算して 30 日以内に、その 旨を市長に届け出なければならない。

(改善勧告、改善命令等)

- 第 20 条 市長は、ばい煙特定施設において発生するばい煙が規制基準に適合しないことによりその工場等の周辺の生活環境が損なわれると認めるときは、当該ばい煙特定施設を設置している者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、ばい煙特定施設の構造若しくは使用の方法若しくはばい煙の処理の方法を改善し、又はばい煙特定施設の使用の一時停止をすべきことを勧告することができる。
- 2 市長は、第 16 条の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないでばい煙特定施設を設置しているとき、又は前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、その勧告に従うべきことを命ずることができる。
- 3 前 2 項の規定は、第 14 条第 1 項の規定による届出を した者の当該届出に係るばい煙特定施設については、同 項に規定するばい煙特定施設となった日の翌日から起算 して 1 年間は、適用しない。ただし、その者が第 15 条第 1 項の規定による届出をした場合において当該届出があっ た日の翌日から起算して 60 日を経過したときは、この限り でない。

(事故時の措置等)

- 第 21 条 ばい煙特定施設を設置している者は、ばい煙特定施設について故障、破損その他の事故が発生し、ばい煙が大気中に排出されたことにより当該工場等の周辺の生活環境が損なわれるおそれがあるときは、直ちに、その事故についての応急の措置を講じ、かつ、その事故を速やかに復旧するよう努めなければならない。
- 2 前項の場合においては、ばい煙特定施設を設置している 者は、直ちに、その事故の状況を市長に通報しなければ ならない。
- 3 市長は、第 1 項の事故に係るばい煙特定施設を設置している者が同項の応急の措置を講じていないと認めるときは、当該者に対し、期限を定めて、同項の応急の措置を講ずべきことを命ずることができる。

(ばい煙の量の測定等)

第 22 条 ばい煙特定施設を設置している者は、当該ばい煙特定施設の排出口から大気中に排出されるばい煙の量を測定し、その結果を記録しておかなければならない。

(粉じんの飛散の防止)

第 23 条 建築物の所有者又は占有者は、市民の健康に 係る被害を防止するため、粉じんのうち規則で定めるもの の飛散の防止のための措置を講じなければならない。

> 第2節 騒音又は振動に関する規制等 第1款 騒音等特定施設及び特定作業

(定義)

- 第24条 この款において、次の各号に掲げる用語の意義は、 当該各号に定めるところによる。
- (1) 騒音等特定施設 工場等に設置される施設のうち、著しい騒音又は振動(以下「騒音等」という。)を発生させる施設であって規則で定めるものをいう。
- (2) 特定作業 著しい騒音等を発生する作業のうち、業として行われる作業であって規則で定めるものをいう。
- (3) 規制基準 騒音等特定施設を設置する工場等又は 特定作業を行う工場等(以下「特定工場等」という。) において発生する騒音等の特定工場等の敷地の境界線 における大きさの許容限度をいう。

(規制基準)

- 第25条 市長は、規制基準を規則で定めるものとする。
- 2 市長は、規制基準を定めようとするときは、審議会の意見 を聴かなければならない。これを変更し、又は廃止しようと するときも、同様とする。

(規制基準の遵守義務)

第26条 特定工場等を設置している者は、当該特定工場 等に係る規制基準を遵守しなければならない。

(騒音等特定施設の設置の届出)

- 第27条 工場等(騒音等特定施設が設置されていないものに限る。)に騒音等特定施設を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。
- (1) 氏名及び住所 (法人にあっては、名称、所在地及び 代表者の氏名)
- (2) 工場等の名称及び所在地

- (3) 騒音等特定施設の種類及び能力ごとの数
- (4) 騒音等の防止の方法
- (5) 騒音等特定施設の使用の方法
- (6) その他規則で定める事項
- 2 前項の規定による届出には、当該騒音等特定施設の配置図その他規則で定める書類を添付しなければならない。

(特定作業の実施の届出)

- 第28条 工場等(特定作業を行っていないものに限る。) において特定作業を行おうとする者は、規則で定めるとこ ろにより、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。
- (1) 氏名及び住所(法人にあっては、名称、所在地及び 代表者の氏名)
- (2) 特定作業を行う場所
- (3) 特定作業を行う期間及び時間
- (4) 特定作業で使用する施設及びその能力ごとの数
- (5) 騒音等の防止の方法
- (6) その他規則で定める事項
- 2 前項の規定による届出には、当該特定作業に使用される施設の配置図その他規則で定める書類を添付しなければならない。

(経過措置)

- 第29条 一の施設が騒音等特定施設となった際現に工場等(その施設以外の騒音等特定施設が設置されていないものに限る。)にその施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)又は一の作業が特定作業となった際現に工場等(その作業以外の特定作業が行われていないものに限る。)においてその作業を行っている者(その作業の目的に係る施設の設置の工事をしている者を含む。)は、当該施設が騒音等特定施設となった日又は当該作業が特定作業となった日の翌日から起算して30日以内に、規則で定めるところにより、それぞれ第27条第1項各号又は前条第1項各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。
- 2 第27条第2項の規定は前項の規定による騒音等特定施設に係る届出について、前条第2項の規定は前項の規定による特定作業に係る届出について準用する。

(騒音等特定施設等の変更等の届出)

- 第30条第27条第1項、第28条第1項又は前条第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る第27条第1項第3号から第5号まで又は第28条第1項第3号から第5号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、第27条第1項第3号若しくは第5号若しくは第28条第1項第3号に掲げる事項の変更が規則で定める範囲内である場合又は第27条第1項第4号若しくは第28条第1項第4号若しくは第5号に掲げる事項の変更が当該特定工場等において発生する騒音等の大きさの増加を伴わない場合は、この限りでない。
- 2 第 27 条第 1 項、第 28 条第 1 項又は前条第 1 項の 規定による届出をした者は、当該特定工場等に設置して いる騒音等特定施設以外の施設が騒音等特定施設と なったとき、又は当該特定工場等で行っている特定作業 以外の作業が特定作業となったときは、当該騒音等特定 施設以外の施設が騒音等特定施設となった日又は当該 特定作業以外の作業が特定作業となった日の翌日から

- 起算して 30 日以内に、規則で定めるところにより、それぞれ第 27 条第 1 項各号又は第 28 条第 1 項各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。
- 3 第27条第2項の規定は前2項の規定による騒音等特定施設に係る届出について、第28条第2項の規定は前2項の規定による特定作業に係る届出について準用する。

(計画変更勧告)

第31条 市長は、第27条第1項、第28条第1項又は前条第1項の規定による届出があった場合において、その届出に係る特定工場等において発生する騒音等が規制基準に適合しないことによりその特定工場等の周辺の生活環境が損なわれると認めるときは、その届出があった日の翌日から起算して30日以内に限り、その届出をした者に対し、その事態を除去するために必要な限度において、騒音等の防止の方法、騒音等特定施設の使用の方法若しくは配置又は特定作業の作業時間に関する計画を変更すべきことを勧告することができる。

(実施の制限)

- 第32条第27条第1項に規定する騒音等特定施設を設置しようとする者、第28条第1項に規定する特定作業を行おうとする者又は第30条第1項の規定により届け出なければならない事項の変更をしようとする者は、当該事項に係る届出をした日の翌日から起算して30日を経過した日以後でなければ、それぞれの届出に係る騒音等特定施設を設置し、特定作業を開始し、又は同項の規定により届け出なければならない事項を変更してはならない。
- 2 市長は、第27条第1項、第28条第1項又は第30条第1項の規定による届出に係る特定工場等の周辺の 生活環境が損なわれないと認めるときは、前項に規定する 期間を短縮することができる。

(氏名の変更等の届出)

第33条第27条第1項、第28条第1項又は第29条第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る第27条第1項第1号若しくは第2号若しくは第28条第1項第1号若しくは第2号に掲げる事項に変更があったとき、又はその届出に係る特定工場等に設置する騒音等特定施設のすべての使用を廃止したとき、若しくは特定工場等で行う特定作業のすべてを行わなくなったときは、その変更の日又は廃止の日若しくは行わなくなったときは、その変更の日又は廃止の日若しくは行わなくなった日の翌日から起算して30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(承継)

- 第34条第27条第1項、第28条第1項又は第29条第1項の規定による届出をした者から、その届出に係る特定工場等に設置する騒音等特定施設又は特定工場等で行う特定作業に使用される施設のすべてを譲り受け、又は借り受けた者は、当該騒音等特定施設又は当該特定作業に係る当該届出をした者の地位を承継する。
- 2 第 27 条第 1 項、第 28 条第 1 項又は第 29 条第 1 項の規定による届出をした者について相続、合併又は分割(その届出に係る特定工場等に設置する騒音等特定施設又は特定工場等で行う特定作業に使用される施設のすべてを承継させるものに限る。)があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法

- 人又は分割により当該騒音等特定施設若しくは当該特定作業に使用される施設のすべてを承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。
- 3 前 2 項の規定により、第 27 条第 1 項、第 28 条第 1 項又は第 29 条第 1 項の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があった日の翌日から起算して 30 日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(改善勧告、改善命令等)

- 第35条 市長は、特定工場等において発生する騒音等が規制基準に適合しないことによりその特定工場等の周辺の生活環境が損なわれると認めるときは、当該特定工場等を設置している者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音等の防止の方法を改善し、又は騒音等特定施設の使用の方法若しくは配置若しくは特定作業の作業時間の変更をすべきことを勧告することができる。
- 2 市長は、第 31 条の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで騒音等特定施設を設置し、若しくは特定作業を行っているとき、又は前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、その勧告に従うべきことを命ずることができる。
- 3 前 2 項の規定は、第 29 条第 1 項の規定による届出を した者の当該届出に係る特定工場等については、同項に 規定する騒音等特定施設となった日又は特定作業となっ た日の翌日から起算して 1 年間は、適用しない。ただし、 その者が第 30 条第 1 項の規定による届出をした場合に おいて当該届出があった日の翌日から起算して 30 日を経 過したときは、この限りでない。

第2款 特定建設作業

(定義)

第36条 この款において「特定建設作業」とは、建設工事と して行われる作業のうち、著しい騒音等を発生する作業で あって規則で定めるものをいう。

(特定建設作業の実施の届出)

- 第37条 特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする 者は、当該特定建設作業の開始の日の7日前までに、 規則で定めるところにより、次に掲げる事項を市長に届け 出なければならない。ただし、災害その他非常の事態の発 生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合は、 この限りでない。
- (1) 氏名及び住所(法人にあっては、名称、所在地及び 代表者の氏名)
- (2) 建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類
- (3) 特定建設作業を行う場所及び期間
- (4) 騒音等の防止の方法
- (5) その他規則で定める事項
- 2 前項ただし書の場合において、当該建設工事を施工する 者は、速やかに、同項各号に掲げる事項を市長に届け出 なければならない。
- 3 前 2 項の規定による届出には、当該特定建設作業を行う場所の付近の見取図その他規則で定める書類を添付しなければならない。

(改善勧告、改善命令等)

第38条 市長は、特定建設作業に伴って発生する騒音等が規則で定める基準に適合しないことによりその特定建設

- 作業を行う場所の周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、当該建設工事を施工する者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、 騒音等の防止の方法を改善し、又は特定建設作業の作業時間を変更すべきことを勧告することができる。
- 2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に 従わないで特定建設作業を行っているときは、期限を定め て、その勧告に従うべきことを命ずることができる。
- 3 市長は、第1項の規則で定める基準を定めようとするときは、審議会の意見を聴かなければならない。これを変更し、 又は廃止しようとするときも、同様とする。

第3款 拡声機の使用及び夜間の飲食店営業等

(拡声機の使用の規制)

- 第 39 条 拡声機を使用する者は、区域ごとの音量、使用禁止時間その他の事項について規則で定める基準(以下この款において「使用基準」という。)を遵守しなければならない。
- 2 前項の規定は、次に掲げる放送については、適用しない。
- (1) 公職選挙法(昭和25年法律第100号)の定める ところにより選挙運動又は選挙における政治活動を行うためにする拡声機の使用
- (2) 国又は地方公共団体の業務を行うためにする拡声機の使用
- (3) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に定める学校、専修学校若しくは各種学校又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)に定める児童福祉施設の行事を行うためにする拡声機の使用
- (4) 公共輸送機関の業務のうち旅客等の安全な輸送を行うためにする拡声機の使用
- (5) 災害、事故等における警戒活動若しくは救助活動又 は防犯活動を行うためにする拡声機の使用
- (6) 電気、ガス、水道又は電気通信の事業に関する緊急 の広報活動を行うためにする拡声機の使用
- (7) 祭礼、運動会等地域の慣習としての行事を行うために する拡声機の使用
- 3 市長は、使用基準を定めようとするときは、審議会の意見 を聴かなければならない。これを変更し、又は廃止しようと するときも、同様とする。

(警告及び命令)

第40条 市長は、前条第1項の規定に違反して拡声機が使用されたことによりその周辺の生活環境が損なわれていると認めるときは、当該違反行為を行っている者に対し、必要な警告を発し、又はその事態を除去するために必要な限度において、違反行為の停止その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(飲食店営業等に係る騒音の規制等)

- 第 41 条 飲食店営業その他の規則で定める営業(以下「飲食店営業等」という。)を行う者は、飲食店営業等に係る夜間(午後 10 時から翌日の午前 6 時までの間をいう。以下同じ。)における騒音(音響機器音、楽器音その他客の出入りに伴う騒音を含む。次条において同じ。)の発生については、規則で定める基準を遵守しなければならない。
- 2 市長は、前項の規則で定める基準を定めようとするときは、 審議会の意見を聴かなければならない。これを変更し、又 は廃止しようとするときも、同様とする。

(改善勧告及び改善命令)

- 第42条 市長は、飲食店営業等に係る夜間における騒音が前条第1項の規則で定める基準に適合しないことにより当該騒音を発生する場所の周辺の生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、当該営業を行う者に対し、期限を定めて、当該騒音の防止の方法の改善、当該営業の時間の制限その他必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。
- 2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に 従わないで飲食店営業等を行っているときは、期限を定め て、その勧告に従うべきことを命ずることができる。

(飲食店営業等に係る利用者の責務)

第 43 条 夜間において、飲食店営業等を行う場所を利用 する者は、みだりに、付近の静穏を害する行為をしてはな らない。

第3節 自動車の排出ガス等に関する規制等

(自動車の運転者等の義務等)

- 第44条 道路運送車両法(昭和26年法律第185号) 第2条第2項に規定する自動車(同条第3項に規定 する原動機付自転車を含む。以下同じ。)を運転する者 は、アイドリング・ストップ(自動車を駐車し、又は停車す るときに、当該自動車の原動機を停止することをいう。以 下同じ。)等をすることにより、自動車から発生する排出 ガス及び騒音を最小限度にとどめるよう努めなければなら ない。
- 2 規則で定める規模以上の駐車場の設置者及び管理者 は、当該駐車場を利用する者が駐車時にアイドリング・ス トップをするよう周知しなければならない。
- 3 自動車を使用し、又は所有する者(以下「使用者等」という。)は、自動車の必要な整備をすることにより、自動車から発生する排出ガス及び騒音を最小限度にとどめるよう努めなければならない。
- 4 市長は、前3項に規定する者に対し、それぞれ当該各項の規定を遵守して当該各項に規定する行為を実施するために必要な助言、指導又は勧告をすることができる。

(自動車の使用抑制)

- 第45条 事業を営む使用者等は、合理的な運行管理、共同輸配送(事業者が共同して荷物等の輸送又は配送を行うことをいう。)の採用その他の輸送効率の向上等により、当該事業の用に供する自動車の走行量を抑制するよう努めなければならない。
- 2 前項に規定するもののほか、使用者等は、日常生活その他の活動において公共交通機関の利用等により、自動車の使用を抑制するよう努めなければならない。

(低公害車等の購入等)

第 46 条 自動車を購入し、又は使用しようとする者は、低公害車(窒素酸化物、粒子状物質等の排出がないか、又はその量が相当程度少ない自動車で規則で定めるものをいう。)又は排出ガスの発生量がより少ない自動車を購入し、又は優先して使用するよう努めなければならない。 第 4 節 地盤の沈下等に関する規制

(揚水施設の構造基準及び採取量の制限等)

第47条 何人も、市内において、地下水の利用を目的として、動力を用いて地下水を採取するための施設(以下

- 「揚水施設」という。)を用いて地下水を採取しようとするときは、当該揚水施設の揚水機の吐出口の断面積(揚水機が複数あるときは、すべての揚水機の吐出口の断面積の合計。以下同じ。)の上限を21平方センチメートルとし、揚水機の吐出口の断面積が6平方センチメートルを超える場合はストレーナーの位置を、揚水機の吐出口の断面積が6平方センチメートル以下の場合は揚水機の出力を規則で定める基準に適合させなければならない。
- 2 市内において、地下水の利用を目的として、揚水機の吐出口の断面積が6平方センチメートル以下の揚水施設を用いて地下水を採取する者は、規則で定める採取量を超えて地下水を採取してはならない。
- 3 次に掲げる揚水施設については、前2項の規定は、適用しない。
- (1) 温泉法(昭和 23 年法律第 125 号)第 11 条第 1 項の規定による許可が必要な揚水施設
- (2) 工業用水法(昭和31年法律第146号)第3条第1項の規定による許可が必要な揚水施設
- (3) 建築物用地下水の採取の規制に関する法律(昭和 37年法律第100号)第4条第1項の規定による許可が必要な揚水施設
- (4) 千葉県環境保全条例(平成7年千葉県条例第3 号)第39条第1項の規定による許可が必要な揚水施 設
- (5) 非常災害用等公益上必要と市長が認める揚水施設
- (6) 特定の作業その他臨時的な用に供する揚水施設であって、市長が必要と認めるもの
- 4 市長は、第1項の規則で定める基準又は第2項の規則で定める採取量(以下「構造基準等」という。)を定めようとするときは、審議会の意見を聴かなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

(揚水施設の設置の届出)

- 第48条 市内において、揚水施設を設置しようとする者は、 規則で定めるところにより、次に掲げる事項を市長に届け 出なければならない。
- (1) 氏名及び住所 (法人にあっては、名称、所在地及び 代表者の氏名)
- (2) 揚水施設の設置の場所
- (3) 揚水機の出力及び揚水能力
- (4) 1 日当たりの最大採取量及び月平均採取量
- (5) ストレーナーの位置及び吐出口の断面積
- (6) 地下水の用途
- (7) その他規則で定める事項
- 2 前項の規定による届出には、当該揚水施設の配置図その他規則で定める書類を添付しなければならない。

(経過措置)

第 49 条 構造基準等が変更された際現に前条第 1 項の 規定による届出がされている揚水施設であって、変更後の 構造基準等に適合しないこととなるものがあるときは、市長 が告示で指定する日から起算して 1 年を経過する日まで の間に限り、当該揚水施設は、構造基準等に適合したも のとみなす。

(揚水施設の変更の届出)

第50条 第48条第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る同項第3号から第6号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(計画変更勧告)

第51条 市長は、第48条第1項又は前条の規定による 届出があった場合において、その届出に係る揚水施設が 構造基準等に適合しないときは、その届出があった日の翌 日から起算して30日以内に限り、その届出をした者に対 し、揚水施設が構造基準等に適合するよう揚水施設に 関する計画を変更すべきことを勧告することができる。

(実施の制限)

- 第52条 第48条第1項に規定する揚水施設を設置しようとする者又は第50条の規定により届け出なければならない事項の変更をしようとする者は、これらの規定による届出をした日の翌日から起算して30日を経過した日以後でなければ、当該届出に係る揚水施設を設置し、又は同項第3号から第6号までに掲げる事項を変更してはならない。
- 2 市長は、第 48 条第 1 項又は第 50 条の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

(氏名等の変更等の届出)

第53条 第48条第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る第48条第1項第1号若しくは第2号に掲げる事項に変更があったとき、又はその届出に係る揚水施設の使用を廃止したときは、その変更又は廃止の日の翌日から起算して30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(承継)

- 第54条 第48条第1項の規定による届出をした者からその届出に係る揚水施設を譲り受け、又は借り受けた者は、 当該揚水施設に係る当該届出をした者の地位を承継する。
- 2 第 48 条第 1 項の規定による届出をした者について相続、合併又は分割(その届出に係る揚水施設を承継させるものに限る。)があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該揚水施設を承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。
- 3 前 2 項の規定により、第 48 条第 1 項の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があった日の翌日から起算して 30 日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(改善勧告及び改善命令)

- 第 55 条 市長は、揚水施設が構造基準等に適合しないときは、当該揚水施設を設置している者に対し、期限を定めて、構造基準等に適合するよう当該揚水施設を変更すべきことを勧告することができる。
- 2 市長は、第 51 条の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで揚水施設を設置しているとき、又は前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、その勧告に従うべきことを命ずることができる。

(地下水の採取量の測定、記録及び報告)

第56条 市内において、揚水施設を設置している者のうち、 規則で定める者は、規則で定めるところにより、当該届出 に係る揚水施設に係る地下水の採取量を測定し、その結 果を記録するとともに、その内容を市長に報告しなければ ならない。

(地下水の採取量の減少勧告)

第57条 市長は、渇水等による地下水の著しい低下により 地盤沈下の発生等生活環境に著しい支障を及ぼすおそ れがあると認めるときは、揚水施設により地下水を採取し ている者に対し、地下水の採取量を減少すべきことを勧告 することができる。

第4章 良好な生活環境の保持等

(近隣の生活環境への配慮)

- 第 58 条 市民は、日常生活に伴って発生する音、振動又はにおいにより近隣の生活環境を損なうことのないよう相互に配慮し合い、良好な生活環境の保持に自ら努めなければならない。
- 2 事業者は、自らの事業活動に伴って発生する音、振動又はにおいにより近隣の生活環境を損なってはならない。

(生活排水の排出における調理くずの適正な処理等)

第 59 条 市民及び滞在者等は、生活排水を排出するときは、調理くず、廃食油等の処理を適正に行うとともに、洗剤の使用に当たっては使用する量を少なくするなど、環境に配慮した使用に努めなければならない。

(資材等の崩落等の防止)

- 第 60 条 事業者は、その事業に使用する資機材又はその 事業により生じた廃材等若しくは土砂等(土砂及びこれ に混入し、又は吸着した物をいう。)(以下「資材等」と いう。)が、他の場所に崩落し、飛散し、又は流出しない よう必要な措置を講じなければならない。
- 2 市長は、資材等が他の場所に崩落し、飛散し、若しくは 流出し、又はこれらのおそれがあると認めるときは、当該事 業者に対し、これらを防止するために必要な措置を講ずべ きことを指導することができる。

(砂じんの飛散の防止)

第61条 土地の所有者又は占有者は、当該土地から砂じんを飛散させないように、へい、防じんカバー又は散水設備の設置その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(投光器等の使用に当たっての市民生活への配慮)

第62条 何人も、投光器、サーチライト、スポットライト、レーザーその他これらに類する物を使用するときは、市民の生活環境を損なわないよう努めなければならない。

第5章 地球環境の保全

(地球環境の保全のための施策)

- 第63条 市は、地球環境の保全のため、次に掲げる施策を 実施するものとする。
- (1) 温室効果ガス (地球温暖化対策の推進に関する法律 (平成 10 年法律第 117 号) 第 2 条第 3 項に規定する温室効果ガスをいう。) の排出の抑制並びに吸収作用の保全及び強化その他の地球温暖化を防止するための施策
- (2) 資源又はエネルギーの消費の抑制又は循環的な利用のための施策
- (3) オゾン層の保護及び酸性雨の防止に関する知識の普及及び啓発を図るための施策

(自然エネルギーの優先的な導入等)

第 64 条 市、事業者及び市民は、地球温暖化の防止及びオゾン層の保護のため、その事業活動又は日常生活において、自然エネルギーの優先的な導入及びエネルギーの使用の合理化に努めなければならない。

(動植物の多様性の確保及び生態系の保全)

- 第65条 市は、事業者及び市民と協働し、陸域及び水域における動植物の多様性の確保及び生態系の保全に係る施策を実施するものとする。
- 2 事業者は、自ら又は市及び市民と協働し、陸域及び水域における動植物の多様性の確保及び生態系の保全に努めなければならない。
- 3 市民は、自ら又は市及び事業者と協働し、陸域及び水域における動植物の多様性の確保及び生態系の保全に努めなければならない。

(グリーン購入)

- 第66条 市は、環境への負荷が少ない持続的発展が可能な社会の構築を図るため、グリーン購入(物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受けるに当たり、その必要性を十分に考慮し、当該物品若しくは役務の環境情報(環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律(平成16年法律第77号)第2条第2項に規定する環境情報をいう。以下同じ。)又は事業者に関する環境情報を勘案して行うことをいう。)に係る知識の普及及び啓発その他のグリーン購入を促進するための施策を実施するものとする。
- 2 市は、物品又は役務の調達に当たっては、予算の適正な 使用に留意しつつ、積極的にグリーン購入を推進するもの とする
- 3 事業者及び市民は、グリーン購入に関し理解を深め、グリーン購入を行うよう努めなければならない。

第6章 雑則

(公害等に関する苦情の処理)

- 第67条 市長は、公害及び良好な生活環境を損なう行為に関する苦情について、市民の相談に応じ、かつ、適切に処理するものとする。
- 2 事業者は、その事業活動が原因となる公害及び良好な 生活環境を損なう行為に関する苦情について、その責任 において適切に処理しなければならない。

(公害に係る特別の措置の勧告)

第68条 市長は、事業者が事業活動に伴い公害を発生し、 又は発生するおそれのある場合において、特別の措置を 講ずる必要があると認めるときは、当該事業者に対し、そ の事態を除去するために必要な措置を講ずべきことを勧 告することができる。

(報告及び検査)

第69条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、 ばい煙特定施設(第10条第3号に規定するばい煙特 定施設をいう。以下同じ。)を設置する者、騒音等特定 施設(第24条第1号に規定する騒音等特定施設をい う。以下同じ。) を設置する者、特定作業 (第 24 条第 2 号に規定する特定作業をいう。以下同じ。)を行う者、 特定建設作業(第36条に規定する特定建設作業をい う。以下同じ。)を伴う建設工事を施工する者、拡声機 を使用して放送を行う者、夜間に飲食店営業等を行う者 若しくは揚水施設を設置する者に対し、ばい煙特定施設 の状況、騒音等特定施設の状況、特定作業の状況、特 定建設作業の状況、拡声機を使用して行う放送の状況、 夜間の飲食店営業等の状況、揚水施設の設置若しくは 地下水の採取の状況その他必要な事項の報告若しくは 資料の提出を求め、又はその職員に、ばい煙特定施設を 設置する者のばい煙特定施設を設置する工場等、騒音 等特定施設を設置する者の特定工場等、特定作業を行 う者の特定工場等、特定建設作業を伴う建設工事を施 工する者の建設工事の場所、拡声機を使用して放送を 行う者の放送を行う場所、夜間に飲食店営業等を行う 者の飲食店営業等を行う場所若しくは揚水施設を設置 する者の揚水施設を設置する場所に立ち入り、ばい煙特 定施設の状況、騒音等特定施設の状況、特定作業の 状況、特定建設作業の状況、拡声機を使用して行う放 送の状況、夜間の飲食店営業等の状況、揚水施設の設 置の状況若しくは地下水の採取の状況若しくは帳簿書類 その他の物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 3 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(規則への委任)

第70条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第7章 罰則

- 第71条 第20条第2項、第21条第3項、第35条 第2項、第42条第2項又は第55条第2項の規定 による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は50万 円以下の罰金に処する。
- 第72条 第38条第2項又は第40条の規定による命令 に違反した者は、6月以下の懲役又は20万円以下の 罰金に処する。
- 第73条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。
- (1) 第 14 条第 1 項、第 29 条第 1 項、第 30 条第 2 項 又は第 37 条第 1 項の規定による届出をしない者
- (2) 第 13 条第 1 項、第 14 条第 1 項、第 15 条第 1 項、第 27 条第 1 項、第 28 条第 1 項、第 29 条第 1 項、第 30 条第 1 項若しくは第 2 項、第 37 条第 1 項、

- 第48条第1項又は第50条の規定による届出について 虚偽の届出をした者
- (3) 第17条第1項、第32条第1項又は第52条第1 項の規定に違反した者
- (4) 第 56 条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告を した者
- (5) 第 69 条第 1 項の規定による報告をせず、若しくは虚 偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、 若しくは忌避した者
- 第74条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 21 年 7 月 1 日 (以下「施行日」という。) から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日前に改正前の浦安市公害防止条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の浦安市環境保全条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。
- 3 改正後の第 48 条第 1 項の規定は、この条例の施行の際現に揚水施設を設置している者についても適用する。この場合において、同項中「設置しようとする者」とあるのは、「設置している者(設置の工事をしている者を含む。)」と読み替えるものとする。
- 4 前項の規定により適用される改正後の第 48 条第 1 項 の規定による届出は、平成 21 年 8 月 31 日までに行わなければならない。
- 5 この条例の施行の際現に揚水施設を設置している者 (設置の工事をしている者を含む。) については、改正後 の第 47 条第 1 項及び第 2 項、第 55 条並びに第 56 条の規定は、市長が告示で指定する日から起算して 1 年 を経過する日までの間は、適用しない。
- 6 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、な お従前の例による。

(令3条例8・一部改正) 附則(令和3年3月12日条例第8号) この条例は、令和3年3月12日から施行する。

令和5年版 第3次浦安市環境基本計画年次報告書 令和6年3月発行 浦安市環境部環境保全課 〒279-8501 千葉県浦安市猫実一丁目1番1号 Tel (047) 352-6481 (直通) Fax (047) 381-7221 市ホームページ http://www.city.urayasu.lg.jp